諏訪広域連合広域計画
（素案）

計画期間：令和９年度 ～ 令和１３年度

（２０２７年度～２０３１年度）

目　　次

諏訪広域連合広域計画

第６期広域計画の策定にあたり 1
１　諏訪地域の広域行政の推進に関すること 5
２　諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関すること 11
３　救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関すること 14
４　病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること 17
５　広域連合の基金の運用に関すること 19
６　介護保険法及び介護保険法施行法並びに社会福祉法の規定に基づき
　広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること 20
７　障害支援区分審査会の設置及び運営に関すること 25
８　消防に関すること（消防団長の任免並びに消防団、消防水利施設、
　その他関係団体の予算及び決算に関する事務を除く。） 27
９　行政不服審査会の設置及び運営に関すること 32
10　ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整
　に関すること 33
11　関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関すること 35
12　関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関すること 37
13　広域的課題の調査研究に関すること 40
14　広域計画の期間及び改定に関すること 41

資料編

□　諏訪広域連合広域計画策定委員会設置条例 43
□　諏訪広域連合広域計画策定経過 44
□　諏訪広域連合広域計画策定体系 45
□　諏訪広域連合広域計画策定組織 46
□　諏訪広域連合規約

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDG s は「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2030 年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の目標です。すべての国において、多様な主体（政府・自治体・企業・NGO・NPO・大学・研究機関など）が連携・協働して取り組むことにより、経済・社会・環境の３側面をバランスよく向上させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するため 169 のターゲットを示し、以下の 17 のゴールに区分しています。



第６期広域計画の策定にあたり

Ⅰ　広域計画策定の趣旨

諏訪地域は、長野県のほぼ中央に位置し、古くから山紫水明とうたわれ、諏訪湖から八ヶ岳山麓の裾野に位置する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（以下「関係市町村」という。）の３市２町１村で構成され、恵まれた自然環境や歴史的背景から一体的に発展してきました。

近年、諏訪地域を取り巻く情勢は大きく変化しており、行政の課題は、人口減少と少子高齢社会、高度情報化、国際化の進展や環境問題など、市町村の枠を越え、より高度で広域的なものとなってきています。また、「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生の取り組みも関係市町村に求められる中、これらの課題に対応するため、更なる広域的な連携が必要となります。

このような状況のもと、諏訪広域連合では、関係市町村と協働連携し、地域のそれぞれの特徴を生かした振興・発展のため、広域行政を推進していきます。

Ⅱ　諏訪地域の概要

諏訪地域は、県内最大の湖、諏訪湖を有し、八ヶ岳、蓼科高原、霧ヶ峰高原など変化に富んだ自然環境を備え、東京圏からも近い有名な観光地です。自然の美しさに加えて、諏訪大社を中心に門前町や宿場町として栄えてきたこの地域には、近年でも多様な名所・旧跡等が集まり、多くの観光客が訪れています。また、諏訪地域は信州屈指の工業地域でもあります。明治期には岡谷を中心に製糸業が発達、戦後はこれに代わって精密機械工業が発展しました。豊富な水と澄んだ空気は精密機械に適しており、「東洋のスイス」として名を馳せました。近年では、半導体などの電子デバイス・モジュール分野においても産業集積が進み、これまで培ってきた技術を更に進化させ、医療・ヘルスケア機器分野への進出や、航空機・衛星関連産業への参入を目指す取り組みなど、今後の成長が期待される分野への事業展開が積極的に図られています。

令和７年７月には中央自動車道諏訪湖サービスエリアにスマートインターチェンジが開通しました。更にはリニア中央新幹線の整備も県内外で進んでおり、これらのインフラ環境の整備は、交通の利便性向上はもとより、経済の活性化、交流人口の拡大など、地域の発展に大きく寄与することが期待されています。

Ⅲ　郷土づくりの柱

本広域計画は、地方自治法第２９１条の７の規定に基づき、諏訪広域連合規約第５条に規定されている１４項目について、関係市町村の施策との調和を保つと同時に、広域計画策定委員会を設置して住民の意見を反映し、経緯、現状と課題及び今後の方針と施策を明記し、今後の広域行政の指針となるよう策定しました。

これまでの広域計画で掲げた基本理念を継承し、地域の均衡ある発展を目指すため、本広域計画においては次の５項目を郷土づくりの柱として定めました。

１．交流と連携による安全で住みやすい郷土づくり

諏訪地域に居住する住民の日常生活圏は、社会情勢の変化に伴う生活水準の向上や余暇の増大、道路交通網の整備などによって地域全体に拡大しています。また、経済活動圏も市街地から郊外まで分散、広域化しています。

一体的な地域づくりには、コミュニティ活動などを通じて意見交換や情報提供を行い、広域的な交流と連携意識の高揚を図るとともに、人や施設等のネットワーク化を進める必要があります。

また、住民が安心して暮らしていくために地域防災体制を強化して住民の生命財産を守り、安全な生活の確保を図る必要があります。

住民、行政が一体となって、広域連携を強め、安全で住みやすい郷土をつくります。

２．健康で明るくあたたかく思いやりのある郷土づくり

長寿社会を迎え、長い人生を幸せに過ごしていくためには、心身ともに健康を保つことが不可欠です。住民のニーズを大切にした福祉施策を展開し、健やかな生活を保障していくため、総合的社会福祉体制の確立を図る必要があります。

誰もが、住み慣れた場所でその人らしく明るく安心して暮らすために、福祉サービスの連携だけでなく、住民が支え合う思いやりのある郷土をつくります。

３．雄大な自然を愛し、守っていく美しい郷土づくり

諏訪地域の雄大にして優れた自然は住民の貴重な財産であり、環境に配慮した一体的な発展が求められています。

環境にやさしく、快適で利便性の高い生活環境づくりを推進し、住民・事業者・行政が一体となって環境保全に努め、いつまでも美しい郷土をつくります。

４．仕事に誇りを持ち、活気あふれる豊かな郷土づくり

諏訪地域は山紫水明に富み、古くから農林漁業が営まれ発展してきました。また、電機・精密を中心とした高度な技術集積を活かした工業が発展してきました。

産業の振興と発展のためには、人材の育成や技術の習得が必要です。社会の変革に伴い、産業構造の転換にも対応できる高度な技術力と若年労働者の確保や人材育成を重要と位置付け、更なる発展を目指し、活気あふれる豊かな郷土をつくります。

５．教養を高め、香り高い文化をはぐくむ郷土づくり

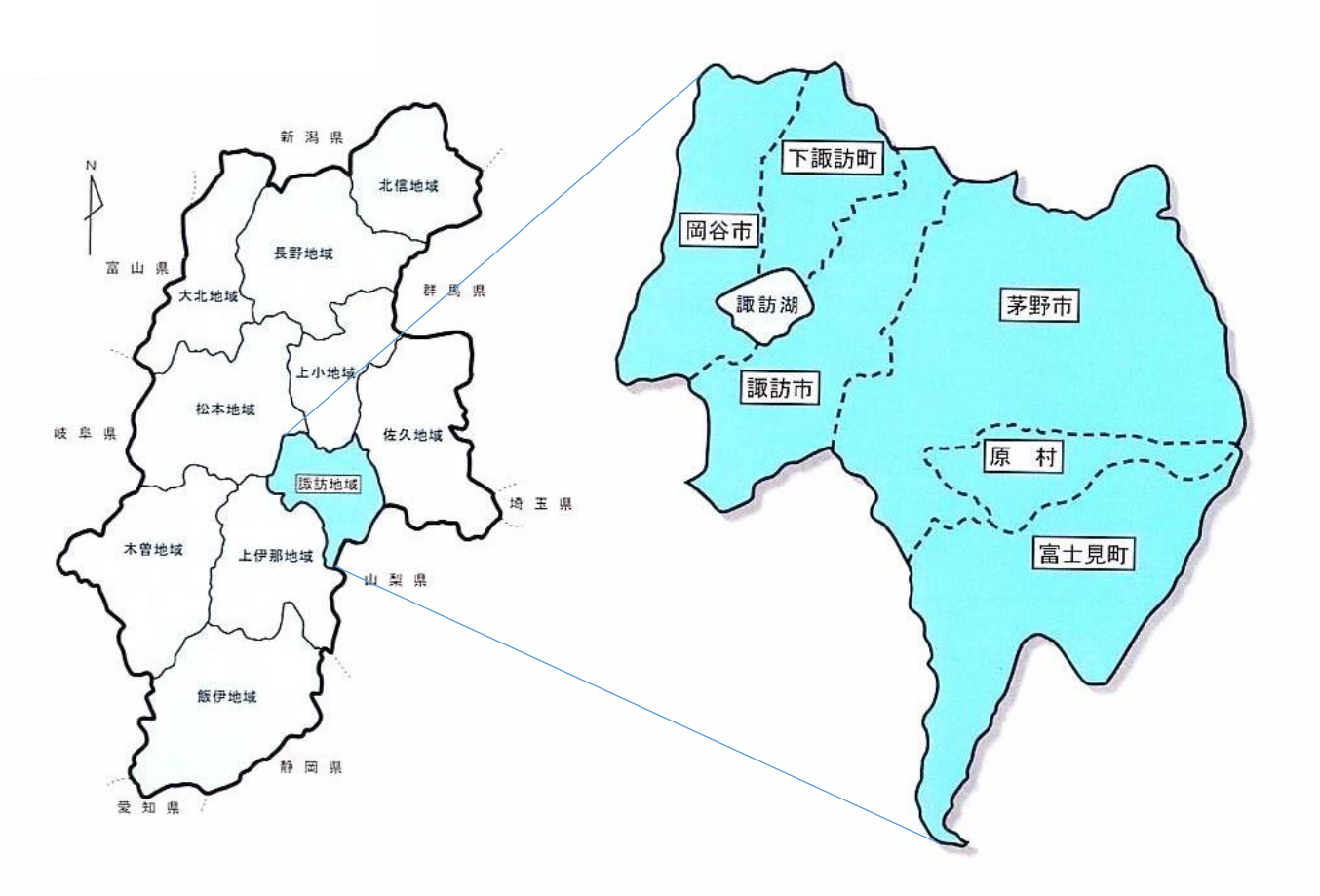
諏訪地域には、恵まれた自然と、それと共存する多くの文化遺産・伝統文化があります。この恵まれた環境の中で、各世代の子どもたちの教育が行われています。

次世代を担う青少年の健全な成長を助け、すばらしい文化を守り、残し、伝えていくため、施設の充実や指導者の育成を推進し、香り高い文化をはぐくむ郷土をつくります。

この５項目の柱に基づき、諏訪地域の広域的な連携を積極的に推進していきます。

諏訪広域圏の位置及び地勢

■ 諏訪広域圏の位置



■ 地勢

この地域は、長野県、広くは日本列島のほぼ中央に位置し、東経１３８度から１３８度２４分、北緯３５度４８分から３６度１０分の範囲にあり、東西約３５ｋｍ、南北４１ｋｍ、周囲１５０ｋｍで、面積は７１５．７５ｋ㎡、標高は諏訪湖で７５９ｍ、最も高い八ヶ岳の主峰赤岳で２，８９９ｍあります。

周囲を山に囲まれ、諏訪湖を中心とする２市１町と、八ヶ岳山麓に広がる１市１町１村により盆地を形成し、その形状はフォッサマグナ（糸魚川・静岡構造線）を西端とし、それと平行に走る東端の断層との間の地溝帯にできた構造盆地であり、北西から南東方向にかけて細長く伸びています。

諏訪湖は諏訪盆地の北西に位置し、上川、宮川、砥川、横河川等の各水系が流入し、長野県一の大きな湖です。諏訪湖を中心とする平坦地は、湖に流入する河川の土砂によってできた沖積地で、河口では三角州上の地形をつくっています。

一方、八ヶ岳山麓は緩やかに傾斜した広々とした平地で、その中に集落が形成され、耕地が開け、八ヶ岳山麓特有の景観をつくっています。

気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示しており、寒暖の差が大きく、空気は乾燥して澄み、四季の変化に富んでいます。

また、地域内の高原には、多様な動植物が豊かに生息分布していることも特性となっています。

関係市町村の概要

■ 面積・人口・世帯数

（単位：人、世帯）

市町村名	平成27年		令和２年		令和７年	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
岡谷市	50,128	19,100	47,790	19,274	44,535	18,896
諏訪市	50,140	20,401	48,729	20,776	46,402	21,170
茅野市	55,912	22,301	56,400	23,848	54,467	24,931
下諏訪町	20,236	7,946	19,155	7,847	17,636	7,770
富士見町	14,493	5,396	14,084	5,610	13,370	5,645
原村	7,566	2,673	7,680	2,895	7,793	3,153
諏訪地域計	198,475	77,817	193,838	80,250	184,203	81,565
長野県計	2,098,804	807,108	2,048,011	832,097	1,954,950	842,934

人口・世帯数　平成２７年、令和２年、令和７年　国勢調査結果

■ 地目別面積

（単位：㎢）

市町村名	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
岡谷市	85.10	1.05	2.47	7.41	22.86	5.71	45.60
諏訪市	109.17	5.30	3.54	8.29	40.08	12.79	39.91
茅野市	266.59	17.64	10.61	15.76	69.71	79.60	73.27
下諏訪町	66.87	0.63	0.96	2.87	35.29	7.55	19.57
富士見町	144.76	12.72	7.05	8.20	59.95	14.18	42.66
原村	43.26	6.94	6.24	4.33	2.75	7.78	15.22
諏訪地域計	715.75	44.28	30.87	46.86	230.64	127.61	236.23

総面積については国土地理院公表「令和８年全国都道府県市区町村別面積調」による。

1　諏訪地域の広域行政の推進に関すること



【経　緯】

諏訪地域の６市町村は、昭和４７年９月に「諏訪地域広域市町村圏事務組合」を設立し、「諏訪地域広域市町村圏計画」を策定して計画的な広域行政をスタートしました。社会情勢の変化に応じて昭和５７年３月に「諏訪地域新広域市町村圏計画」、平成４年３月に「諏訪地域広域行政圏計画」を策定し、平成１２年７月には、多様化・高度化する住民ニーズに適切かつ効率的に対応するため、「諏訪広域連合」を発足しました。

発足に伴い策定する「広域計画」の大きな柱となる「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」の中で基本理念に基づき諏訪地域の将来像を「ひびきあい　みらいへ諏訪の　輪はひとつ」と定め、進むべき道筋を明らかにしました。

平成２１年３月には国の「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止され、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により、広域行政の取り組みが行われることになりました。

これを受け、諏訪広域連合では関係市町村との協議により、広域連携や地域の枠組みは引き続き維持し、実施している共同処理事務も継続していくこととしました。

○機構の変遷

○　諏訪地域広域市町村圏事務組合（昭和４７年９月２２日設立）
○　諏訪広域行政組合（平成１０年４月１日改称、平成１２年６月３０日解散）
○　諏訪広域連合（平成１２年７月１日設立）

【現状と課題】

「諏訪地域ふるさと市町村圏計画」で掲げられた理念は広域計画の中に継承され、その実現に向けて広域連携の取り組みが進められています。

諏訪地域では、人口減少や少子高齢化による財源不足や人材不足、公共交通や生活インフラの維持、地域経済の衰退、行政サービスの効率化、防災対策の強化など、全国各地と共通の課題を抱えるとともに、ＤＸ※1・ＡＸ※2等によるデジタル社会の実現に向けた業務改革や住民サービスの多様化が求められています。単独の市町村だけですべての行政需要に応えることが厳しくなっている中、諏訪地域の広域行政推進は関係市町村の自主的な協議のもと、国の法律、県・関係市町村の総合計画との調和を保ちながら、地域が一体となって市町村の枠を越えた取り組みを行っていくことが益々求められています。

※１　ＤＸ

ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくこと。行政においては、デジタル技術を用いた業務改革を通じて、行政サービスが住民に身近で使いやすいものに変革されていくこと。

※２　ＡＸ

ＡＸ（ＡＩ・トランスフォーメーション）とは、ＡＩ技術を中核として業務プロセスやビジネスモデルを抜本的に変革する取り組みのこと。

【今後の方針と施策】

〇関係機関との更なる連携

本広域計画で掲げる諏訪地域の将来像の実現のため、共通する広域的な課題を解決するための取り組みを引き続き進め、広域的な事務事業を実施します。国・県・関係市町村との更なる連携強化、また、広域行政と市町村行政の役割を整理し、市町村間で互いの強みを活かして補い合う連携体制（以下、「水平補完」という。）を目指した広域連携強化に向けた体制を再構築するための協議を継続しながら、住民本位の効率的な広域行政を推進し、地域の一体的な発展を目指します。

〇人材育成

諏訪広域連合が主催する職員研修をはじめ、外部団体が主催する研修会やシンポジウムなどへの参加を通して個々のスキルアップを図り、多角的視野を持つ人材を育成します

〇財源の確保

国・県等からの補助金などの確保や、企業・大学研究機関といった外部活力を積極的に活用します。

〇行政サービスの効率化

有効なＤＸ・ＡＸを推進し、住民への行政サービス向上や職員の省力化を図ります。また、二重行政の見直しや施設の統廃合などの検討を行い、持続可能なまちづくりを目指します。

〇防災対策の強化

近隣消防本部との連携協力の検討を進め、スケールメリットを活かした消防体制の強化を目指します。

〇地域ブランドの向上

地域振興・観光振興の観点を踏まえ、地域のブランド力の向上に資する取り組みを推進し、諏訪地域の知名度向上を目指します。





諏訪地域広域行政機構の主なあゆみ

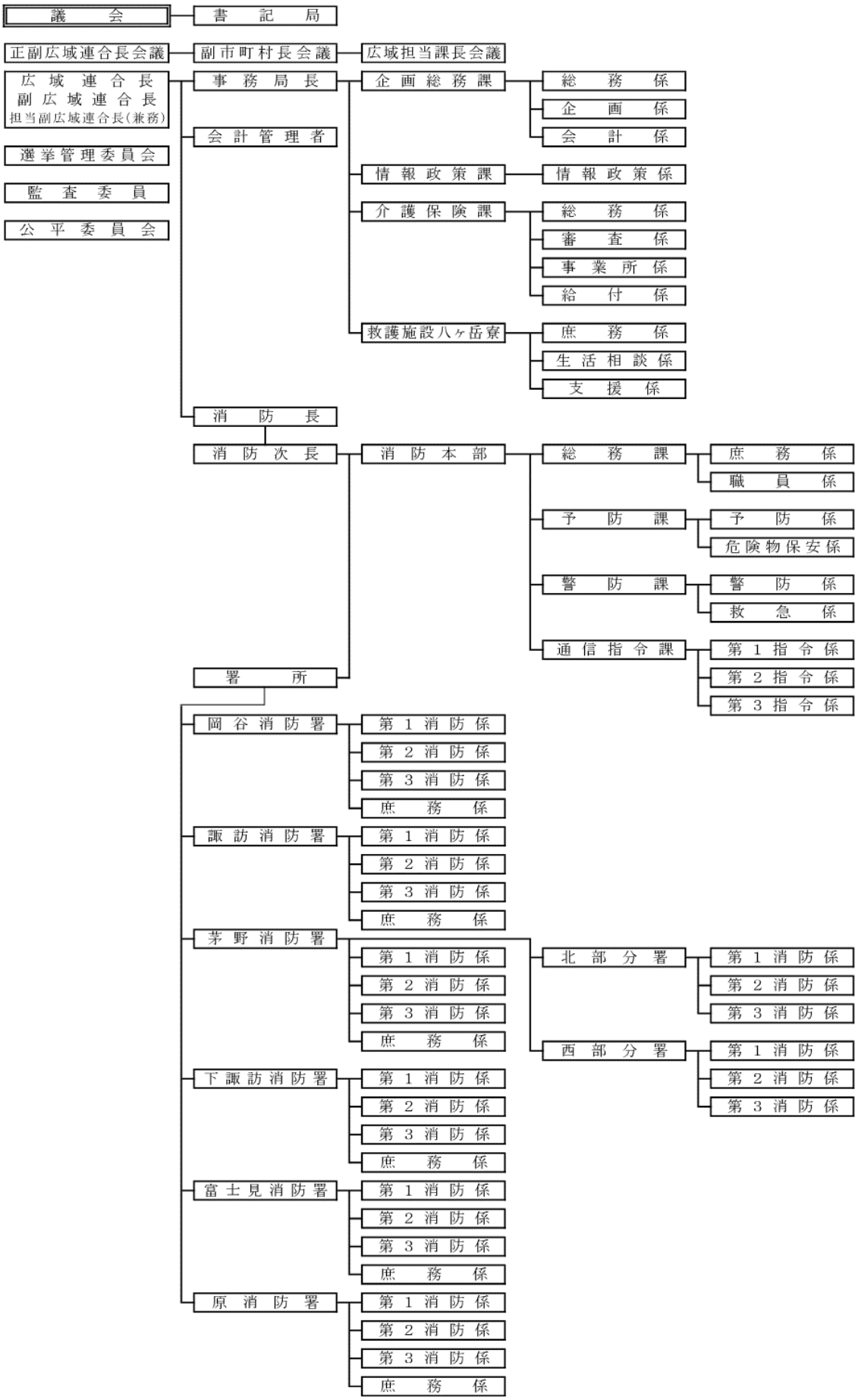
昭和４７年　９月	諏訪地域広域市町村圏事務組合設立（６市町村）
４８年　３月	諏訪地域広域市町村圏計画策定（昭和４８年度～昭和６０年度）
４９年　６月	特別養護老人ホーム恋月荘開設（１００床）
５５年　４月	特別養護老人ホーム恋月荘増設（計１３０床）
５５年　７月	病院群輪番制病院運営費補助事業開始
５７年　３月	諏訪地域新広域市町村圏計画策定（昭和５７年度～平成３年度）
５９年　９月	諏訪広域テレトピア基本計画策定
６０年　３月	テレトピアモデル都市指定（諏訪地域）
６０年１２月	放送大学諏訪地区学習センター開校
６１年　２月	東京理科大学短期大学誘致期成同盟会設立
	平成２年４月　同校開校
	〃　４年５月　同上期成同盟会解散
６１年　４月	(株)諏訪広域総合情報センタ（第３セクター法人）設立
６３年　２月	リニア中央エクスプレス建設促進諏訪地区期成同盟会設立
平成　２年１２月	諏訪地域広域市町村窓口事務協議会設立
	広域窓口事務システム業務開始
４年　３月	諏訪地域広域行政圏計画策定（平成４年～平成１３年）
５年１１月	地方分権特例制度（パイロット自治体）第１次指定
７年　４月	図書館情報ネットワークシステム稼働
８月	広域市町村圏災害時の相互応援協定締結
８年　１月	広域消防検討会議設置
８月	東京理科大学諏訪短期大学４年制改組期成同盟会設立
９年　４月	諏訪広域圏一部事務組合統合推進委員会設置
６月	諏訪地域情報公開研究委員会設置
	諏訪地域広域行政推進研究会設置
９月	諏訪地域ごみ問題等研究部会設置
	諏訪地域介護保険制度研究部会設置
１０年　４月	「諏訪郡市６市町村救護施設組合」及び「諏訪地域伝染病施設組合」
	を解散し、「諏訪地域広域市町村圏事務組合」へ統合
	「諏訪広域行政組合」に名称変更
８月	諏訪広域圏ごみ処理広域化計画策定
１０月	介護認定準備室設置（茅野市役所内）

平成１０年１０月	諏訪地域行政情報化推進委員会設置
１２月	諏訪地域広域連合研究部会設置
１１年　１月	広域消防準備室設置（岡谷消防署内）
３月	伝染病隔離病舎廃止
４月	諏訪広域消防発足（消防本部岡谷消防署内に設置）
１０月	介護認定審査業務開始
１２年　１月	広域連合設立準備室設置
２月	諏訪広域連合設立準備委員会設置
６月	諏訪広域行政組合を解散（６月３０日）
７月	諏訪広域連合設立（７月１日広域連合長選挙、発足式）
１０月	ふるさと市町村圏に選定
１３年　３月	第１期広域計画策定（平成１３年度～平成１８年度）
８月	救護施設八ヶ岳寮全面改築工事起工
１４年　１月	広域連合シンボルマーク・キャッチフレーズ制定
３月	諏訪地域ふるさと市町村圏計画策定（平成１４年度～平成２３年度）
	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
１２月	救護施設八ヶ岳寮全面改築工事竣工
１５年　３月	第２期介護保険事業計画策定（平成１５年度～平成１７年度）
４月	介護保険全面共同実施
１７年　２月	諏訪広域活力創生研究部会設置
１８年　３月	第３期介護保険事業計画策定（平成１８年度～平成２０年度）
	諏訪地区小児夜間急病センターの設置決定
１８年　４月	障害程度区分審査会設置
１９年　３月	第２期広域計画策定（平成１９年度～平成２３年度）
１９年　４月	情報政策課（情報政策係）新設
５月	収入役廃止にともない会計管理者を設置
６月	諏訪地区小児夜間急病センター開所、業務開始
２１年　３月	第４期介護保険事業計画策定（平成２１年度～平成２３年度）
２３年１２月	広域消防体制一元化の検討組織立上げ
２４年　３月	第５期介護保険事業計画策定（平成２４年度～平成２６年度）
	第３期広域計画策定（平成２４年度～平成２８年度）

平成２６年　４月	特別養護老人ホーム恋月荘を長野県厚生農業協同組合連合会へ移管
２６年１０月	諏訪広域消防本部・岡谷消防署庁舎竣工
２７年　３月	第６期介護保険事業計画策定（平成２７年度～平成２９年度）
４月	広域消防体制一元化開始
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター運用開始
２８年　４月	諏訪広域連合行政不服審査会設置
２９年　３月	第４期広域計画策定（平成２９年度～令和３年度）
３０年　３月	第７期介護保険事業計画策定（平成３０年度～令和２年度）
３１年　３月	諏訪広域連合公共施設等総合管理計画策定（令和元年度～令和１０年度）
	救護施設八ヶ岳寮創立５０周年
令和　２年　４月	諏訪広域連合公共施設等個別施設計画策定（令和３年度～令和１２年度）
３年　３月	第８期介護保険事業計画策定（令和３年度～令和５年度）
	消防無線・指令システム部分更新竣工
４年　３月	第５期広域計画策定（令和４年度～令和８年度）
５年　５月	松本・諏訪・上伊那地域消防指令業務共同運用検討委員会発足
６年　３月	諏訪地区小児夜間急病センター運営終了
	第９期介護保険事業計画策定（令和６年度～令和８年度）
６年　４月	松本・諏訪・上伊那地域の消防の連携・協力実施計画策定
	松本・諏訪・上伊那地域消防連携・協力協議会発足
８年　３月	高機能消防指令システム部分更新竣工
９年　３月	第６期広域計画策定（令和９年度～令和１３年度）
	第１０期介護保険事業計画策定（令和９年度～令和１１年度）

諏訪広域連合機構図

令和９年４月１日



２　諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関すること



【経　緯】

平成１２年１０月にふるさと市町村圏に選定されたことを受け、平成１２年度から平成１３年度までの２年間に、関係市町村の出資及び県の助成により１０億円の「諏訪地域ふるさと市町村圏基金」を造成しました。

諏訪広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、地域の活性化やイメージアップを図るための事業を展開し、諏訪地域全体の振興に努めてきました。

平成２３年度には国の広域行政圏施策の廃止に伴い、名称を「諏訪地域ふるさと振興基金」と改め、基金を存続し、諏訪地域の振興整備に充てていくこととしました。

表２－１　諏訪地域ふるさと振興基金　関係市町村出資金及び県助成金

（単位：千円）

区分	関係市町村	金額
出資金	岡谷市	２２２，９０３
	諏訪市	２１２，４７６
	茅野市	２１５，９５６
	下諏訪町	１１１，４９５
	富士見町	８２，５９８
	原村	５４，５７２
計		９００，０００
助成	長野県	１００，０００
合計		１，０００，０００

【現状と課題】

基金を活用する事業は、社会情勢や地域の状況などを踏まえ、関係市町村との協議により、諏訪地域にとって必要な事業としています。

諏訪広域連合が展開する事業に対する住民や関係市町村の期待が大きいことから、関係市町村との連携を密にしながら諏訪地域の振興整備につながる事業展開に努めていく必要があります。

また、基金の運用益は現在安定していますが、引き続き財源の確保を図るとともに、これらを活用した事業を計画的に行っていくことが求められています。

表２－２　実施したソフト事業（令和３年度～令和７年度）

事業名	内　　容
ふるさと振興事業	・スポーツ振興補助金（平成２３年度～） ・広域観光調査（令和４年度）
情報ネットワーク推進事業	・ＬＣＶ－ＦＭ広報（平成 19 年度～） ・長野県高速情報通信ネットワーク利用負担金（令和４年度～） ・長野県セキュリティクラウド利用負担金（令和５年度～） ・地方公共団体情報システム機構負担金（令和５年度～）
防災啓発等共同事業	・臨時災害放送局開設訓練（平成２９年度～隔年実施）

【今後の方針と施策】

○関係市町村との連携と計画的な事業展開

諏訪地域の広域的な振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に一層努めるとともに、必要な事業を厳選し、関係市町村と連携・協力しながら、効率的かつ計画的に事業を展開します。





諏訪地域ふるさと振興基金事業

項　目	事業名	内　容	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ふるさと振興事業	講演会	地域振興に関する講演の実施（平成13年度に実施）					
ふるさと振興事業	親子探検ツアー	親子を対象とした体験型イベントの実施（平成13年度に実施）					
ふるさと振興事業	地域づくり事業（イベント）	各種団体や農業・観光・商業・環境関連企業等が、ブースを出展し日頃の活動などを地域住民に紹介。（平成13～18年度に実施）					
ふるさと振興事業	ガイドブック作成事業	博物館や歴史的遺跡など公共施設を紹介したガイドブックの作成（平成14年度に実施）					
ふるさと振興事業	生活環境整備事業	学校や公共施設に花の苗を配布（平成14年度～令和元年度）					
ふるさと振興事業	諏訪ナンバー創設事業	地域振興や観光振興等の観点から、諏訪地域の知名度向上のためご当地ナンバーを創設（平成16～20年度に実施）					
ふるさと振興事業	婚活支援事業	少子化・定住促進対策として婚活イベントを実施し、出会いの場を提供（平成23～令和元年度に実施）	※1				
ふるさと振興事業	広域観光調査事業	御柱祭に伴う観光実態を把握し、広域観光促進の検討資料とするための調査を実施		○			
ふるさと振興事業	スポーツ振興補助金	６市町村の住民で構成されるスポーツ団体で、地域の活性化につながる大会等に参加する際に要す経費に対し補助金を交付	※1	○	○	○	○
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	ホームページ用サーバー管理	広域連合で運営管理するホームページ用サーバーの維持管理	○	○	○	○	○
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	ＬＣＶ－ＦＭ広報事業	県と６市町村の行政情報をＬＣＶ-ＦＭを活用した広報業務の実施	○	○	○	○	○
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	ＬＧＷＡＮ接続事業	ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）の接続団体としての更新を高度情報化事業と位置づけ実施（平成24年度、平成27年度に実施）					
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	衛星携帯電話導入事業	災害時のホットライン確保のため、行政機関や基幹病院に衛星携帯電話を配備（平成21年度に実施）					
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	長野県高速情報通信ネットワーク	住民行政システムに係る関係市町村と共同利用しているネットワーク使用料の費用負担		○	○	○	○
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	長野県セキュリティクラウド	インターネットの利用に係る関係市町村と共同利用しているセキュリティ対策の費用負担			○	○	○
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ推進事業	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構に係る関係市町村負担金の費用負担			○	○	○
防災対策事業	サイマル化放送施設整備事業	地震や風水害に対応するため、ＬＣＶ－ＦＭを利用したサイマル放送施設の整備を実施（平成27年度に実施）					
防災対策事業	災害時ＦＭ放送施設整備事業	地震や風水害に対応するため、ＦＭ音声割り込み設備整備を実施（平成28年度に実施）					
防災啓発等共同事業	臨時災害放送局開設訓練事業	諏訪地域が被災した場合の情報伝達手段の確立のため、６市町村とＬＣＶ（株）による災害時対応訓練（平成29年度から隔年で実施）	○		○		○

※１　新型コロナウイルス感染症対策により未実施

３　救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関すること



【経　緯】

昭和４３年１月に６市町村共同による福祉施設の運営が検討され、生活保護法の適用を受ける「救護施設」※1の建設が決定されました。

施設を運営するため、一部事務組合の諏訪郡市６市町村救護施設組合が昭和４４年５月に設立され、救護施設八ヶ岳寮が昭和４５年４月に開設されました。

平成１０年３月に諏訪郡市６市町村救護施設組合を解散し、同年４月には諏訪広域行政組合に統合され、更に平成１２年７月、諏訪広域連合に移行しました。

平成１４年１２月には旧施設隣接地に全面改築により新施設が竣工、平成２５年４月から新たな事業として居宅生活訓練事業※2に取り組んできました。

施設利用者の定員は、開設当初は５０人、昭和４７年に１００人、昭和５１年に１２４人に増員してきましたが、令和３年４月から１２０人となりました。

※１　救護施設

生活保護法第３８条の２に基づく保護施設。心身に障がいがあり、経済的な問題も含めて日常生活を送ることが困難な方が利用する施設のこと。

※２　居宅生活訓練事業

救護施設に入所している利用者が、アパート等を利用してより地域生活に近い環境のもとで、日常生活や社会資源の利用などの生活訓練を行い、より円滑に居宅生活に移行できるようにするための事業のこと。

【現状と課題】

現在、１２０人定員（最大入寮可能数１３０人）の施設となっていますが、利用者の年齢構成は、６５歳以上の割合が６９％を占め、平均年齢も約７０歳と高齢化が確実に進行するとともに、障がいの重度化や多様化も加わり、介護を必要とする利用者が増加しています。一方で、近年は比較的自立度の高い利用者も多く、幅広い年齢層や障がい特性の多様化に柔軟かつ包括的な対応や、一人ひとりの意向を大切にした支援が求められます。

また、救護施設は通過型施設の役割も担っており、地域移行をはじめ利用者の自立に向けた取り組みを実現するために、令和６年１０月より個別支援計画の作成が義務化されました。計画の策定にあたっては、福祉事務所等関係機関との連携が不可欠であり、支援方針との整合を図りながら計画的な支援が求められます。なお、この５年間で２５人の方が適切な施設等（高齢者施設や医療機関に１３人、地域に１２人）に移行されました。特に平成２５年度から実施している居宅生活訓練事業においては、これまでに１４人の方が地域移行を果たしています。

◇令和７年度の実績（運営状況）

・利用者数　１２１人（令和８年３月３１日現在）

・利用者の平均年齢　６９．４歳

【今後の方針と施策】

○職員の能力向上

施設利用者の高齢化に伴う障がいの重度化や多様化、更には社会生活に適応できないことによる生活のしづらさを抱える利用者（身体障がい、知的障がい、精神障がいに該当しない方）の増加が見込まれるため「自立している方」、「介護を必要とする方」など、個々の状態に合わせた適切な介護技術や困難ケースへの対応能力の向上を目指します。

○災害時の対応力の強化

災害や感染症の発生時においても、業務継続計画に沿った支援が継続的に実施できるよう、定期的な研修及び訓練を実施します。

○セーフティネット機能の強化

セーフティネットとしての機能維持と強化を図るため円滑な入退寮を促進し、介護の必要性の高い利用者の施設移行や可能な利用者には地域移行を推進するとともに、関係機関と連携した生活困窮者への緊急支援、居宅生活訓練事業の充実を図ります。また、退寮後の地域生活を支える保護施設通所事業についても、関係機関と連携しながら、取り組みの推進を図ります。

○適切な施設運営の確保

利用者本位の適切な施設運営を確保するため、外部機関による第三者評価の定期的（概ね５年に１回）実施に努めます。



救護施設八ヶ岳寮　施設利用者の状況

■ 施設利用者数

（利用者定員　１２０人）　※１　　（単位：人）

年度＼年齢区分	～39歳	40～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	合計
令和３年度末	1	22	20	15	34	16	16	124
令和４年度末	1	24	20	11	29	20	17	122
令和５年度末	0	18	17	15	29	21	20	120
令和６年度末	0	17	17	16	26	24	18	118
令和７年度末	1	20	17	19	18	30	16	121

※１　定員が１００人を超える場合、定員に加え最大１０人までの入寮が可能です。

■ 市町村別人数

（単位:人）

年度＼市町村	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	圏域外	合計
令和３年度末	22	11	20	9	3	6	53	124
令和４年度末	20	14	18	8	4	5	53	122
令和５年度末	19	16	19	11	3	4	48	120
令和６年度末	19	16	19	10	3	3	48	118
令和７年度末	20	15	21	7	3	3	52	121

■ 退寮者数

（単位：人）

年度＼退所区分	高齢者施設等	医療機関	地域移行		死亡	合計
			居宅訓練	自力		
令和３年度末	4	1	1	4	5	15
令和４年度末	1	0	0	1	12	14
令和５年度末	2	1	2	2	7	14
令和６年度末	1	1	1	0	9	12
令和７年度末	6	3	0	0	4	13
合　計	14	6	4	7	37	68

4 病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること



【経　緯】

諏訪地域の休日及び夜間における入院治療を必要とする救急患者又は重症の緊急患者の医療を確保するため、昭和５５年度から二次救急医療体制※1を病院群が共同連帯して輪番制により行うこととし、その病院運営費の補助事業を実施しています。

※１　二次救急医療体制
　　入院治療や緊急手術を必要とする重症患者に対応する救急医療体制のこと。

【現状と課題】

現在、岡谷市民病院、諏訪湖畔病院、諏訪赤十字病院、諏訪中央病院、富士見高原病院、諏訪共立病院の６病院において、輪番制により諏訪地域内のバランスに配慮し、常時２つの病院で休日及び夜間の救急医療体制を確保しています。

平成１７年度から病院群輪番制病院等の運営費国庫補助の廃止・税源移譲により国・県からの補助金はなくなりましたが、関係市町村の負担金により継続して補助事業を行っています。

輪番制による二次救急医療機関の利用患者数は、コロナ禍には大幅に減少しましたが、近年は概ね１２，０００人前後で推移しています。

◇令和７年度の実績
- 患者数　１１，３３８人
- 補助金　３４，３９６，０２０円
- 基準単価　休日の昼間・夜間　１病院当たり　３７，１４５円／１日
　　土曜日の昼間　１病院当たり　１８，５７０円／１日

【今後の方針と施策】

○二次救急医療体制の確保

二次救急医療体制が円滑に機能し、住民が安心して救急医療を受けられるよう、６病院との連携により医療体制の一層の充実を図るとともに、輪番制により二次救急医療を行っている病院に対して、運営費補助事業を引き続き行っていきます。

病院群輪番制病院運営費補助事業の実績

○病院別補助金額

（単位：円）

病　院　名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
岡谷市民病院	5,931,180	5,931,180	5,944,460	6,000,900	6,203,170
諏訪湖畔病院	6,199,155	6,199,155	6,213,035	6,272,025	6,444,610
諏訪赤十字病院	7,521,165	7,521,165	7,645,435	7,609,575	7,818,965
諏訪中央病院	7,521,165	7,521,165	7,538,005	7,609,575	7,818,965
富士見高原病院	4,394,790	4,376,925	4,386,725	4,392,225	4,550,230
諏訪共立病院	1,482,795	1,464,930	1,504,020	1,518,300	1,560,080
合　計	33,050,250	33,014,520	33,231,680	33,402,600	34,396,020

○基準単価（１病院当たり１日）

（単位：円）

項　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
休日の昼間・夜間	35,730	35,730	35,810	36,150	37,145
土曜日の昼間	17,865	17,865	17,905	18,075	18,570

○病院別患者数

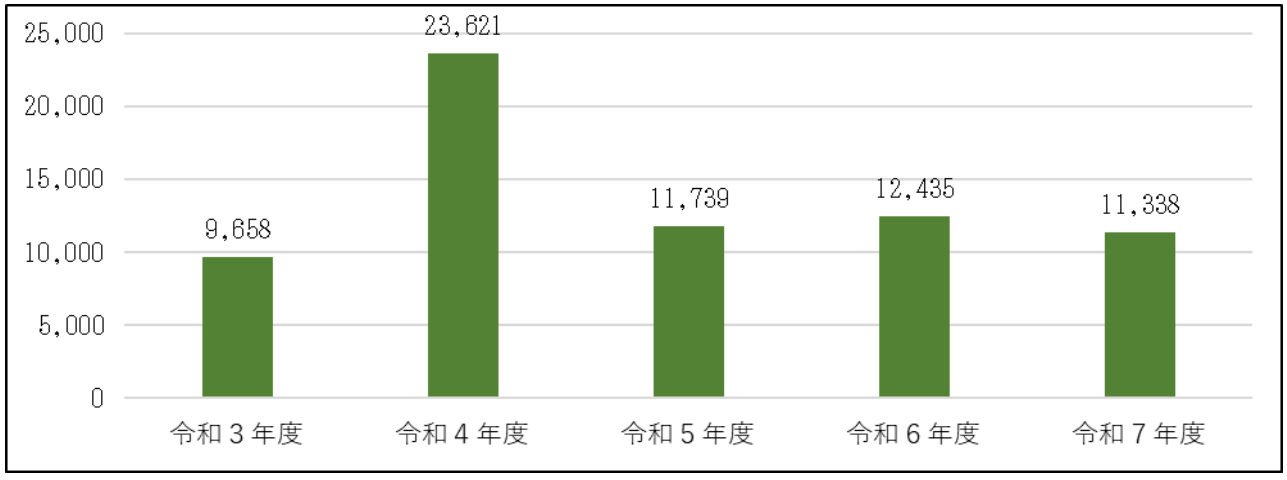
（単位：人）

病　院　名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
岡谷市民病院	1,673	1,934	1,853	1,767	1,685
諏訪湖畔病院	111	152	96	115	85
諏訪赤十字病院	3,212	16,000	3,934	4,356	4,099
諏訪中央病院	3,968	4,767	4,701	5,168	4,672
富士見高原病院	633	708	1,024	991	727
諏訪共立病院	61	60	131	38	70
合　計	9,658	23,621	11,739	12,435	11,338

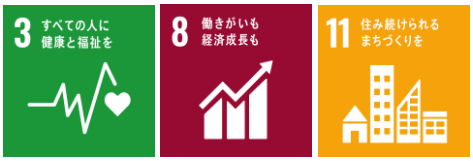
※諏訪赤十字病院の令和４年度は、「救急科」の患者数 8,857 人を含む。

○年間患者数の推移

（単位：人）



５　広域連合の基金の運用に関すること



【経　緯】

諏訪広域連合は、安定した広域事業を推進するため、各基金を設置し、健全な財政運営に努めてきました。対象職員の退職に伴い令和４年４月１日に旧伝染病隔離病舎退職手当基金を、令和７年４月１日に退職手当基金を廃止しました。また救護施設八ヶ岳寮福祉基金を利用者の福祉の向上に役立てたのち、令和８年４月１日に廃止しました。

【現状と課題】

諏訪広域連合は、次の基金を設置しています。

（単位：千円）

基　　金　　名	令和８年３月末残高
財政調整基金	６２，３３８
総合福祉基金	１０４，９９５
救護施設八ヶ岳寮基金	１７９，７６９
救護施設八ヶ岳寮退職手当準備積立基金	３３，６５５
介護保険介護給付費準備基金	１，１９０，９２３
諏訪地域ふるさと振興基金	１，０５０，０５２

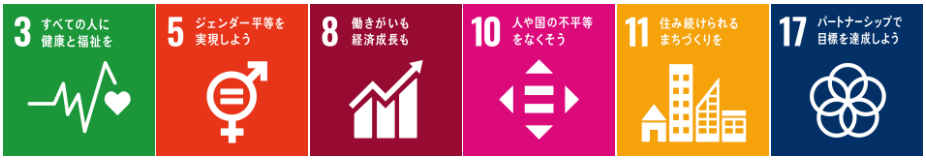
上記の基金に関しては、安全で確実、かつ有利な方法で保管し、効率的な運用をしています。しかしながら、金利の変化により各基金から生じる運用益には増減が予測されるため、経済状況の変化には常に注意を払う必要があります。

○運用益の確保

各基金に属する資金は、地方自治法等の規定を順守し、引き続き安全で確実、かつ有利な方法により保管し、効率的な運用に努めます。

また、諏訪地域ふるさと振興基金は、その運用益を事業予算に充てていることから、安定した事業運営のため、年間１，０００万円の運用益を確保します。

６　介護保険法及び介護保険法施行法並びに社会福祉法の規定に基づき広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること



【経　緯】

平成９年から介護保険法の施行開始を見据えて諏訪地域介護保険制度研究部会で共同運営について検討を重ね、平成１２年の介護保険制度開始時には、介護認定審査会及びその関連事務のみを広域実施とし、保険者は関係市町村が担う形で運営を開始しました。その後、平成１５年度に諏訪広域連合が保険者となりましたが、広域実施に当たっては住民の利便性を損なわないよう、窓口業務・介護認定調査・保険料の徴収等の住民に身近な事務は引き続き関係市町村が担うこととしました。

〈広域運営の利点〉
・住民が、同じ負担で同じ水準のサービスを受けることができる。
・保険財政基盤が大きくなり、介護保険の運営がより安定する。
・事務処理を効率的に行うことができ、経費の削減を図ることができる。

介護保険の運営は、介護保険法第１１７条に定められた介護保険事業計画に基づいて行われます。平成１５年度（第２期）以降は諏訪広域連合が介護保険事業計画を策定し、現在は第１０期介護保険事業計画（令和９年度～令和１１年度）に沿って事業を進めています。この間、平成１８年度の法改正では介護予防を重視した施策へと転換が図られ、地域支援事業が導入された際は、当該事業を推進するための地域包括支援センター※1を、諏訪広域連合が関係市町村に委託する形で設置しました。以来、関係市町村は、地域包括支援センターを中心に、地域の特性やニーズを踏まえて、介護予防をはじめとする特色ある事業を展開・実施をし、諏訪広域連合は必要な事務を補完する形で関係市町村と連携しながら高齢者の生活を支えています。

※１　地域包括支援センター
高齢者が安心して暮らせるよう、介護・医療・福祉の専門職が連携して支援する相談機関。令和９年現在の設置状況：岡谷市・諏訪市・下諏訪町・富士見町・原村は各１か所。茅野市は５か所。

【現状と課題】

第１０期介護保険事業計画では、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と地域共生社会の実現に向けた取り組みの強化に取り組むことを基本的な考え方とし、サービスの充実及び重点化・効率化と費用負担の公平性を踏まえた運営を進めています。その中で、介護施設の整備にあたっては、在宅介護を重視する基本方針を維持しつつ、特別養護老人ホームの待機者数、保険給付費、保険料負担等に加え、諏訪地域における介護人材の確保状況や令和３２年以降の人口減少に伴う高齢者の変化なども総合的に勘案して、必要な整備を進めています。

地域の高齢化率は、令和８年４月１日現在３４．６％で、すでに人口の３割以上が高齢者(６５歳以上)となり、長野県平均３３．５％を上回っています。

また、第９期介護保険事業計画の推計よりも人口減少や高齢化の進行が早まっていることから、要介護認定者の増加や重度化、また認知症高齢者や頼れる身寄りのいない高齢者等の増加も加速化していくことが予想されます。

このような状況の中で、一人暮らしになっても、認知症や重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けられる仕組みづくりや、介護サービス基盤の整備を推進することが重要かつ喫緊の課題です。

また、介護人材の不足によりサービス提供事業者が利用定員を満たすことができず、受け入れを制限するケースも見られるなど、介護人材の状況は極めて深刻であることから、介護従事者の定着や人材の掘り起こしは、介護保険制度の持続可能性を支える重要な要素と考えており、介護のイメージアップや職場環境の改善等に向けた取り組みも重要です。

【今後の方針と施策】

令和２２年（２０４０年）には団塊ジュニアが高齢者となり、令和３２年（２０５０年）には後期高齢者となることで医療・介護の需要がピークを迎えます。一方で生産年齢人口は減少が進むことから、更なる超高齢社会が到来します。この将来を見据えて、介護保険制度の持続的な運営と住民の多様なニーズに対応した質の高いサービス提供を実現するためには、以下の４つの視点を重視し、諏訪広域連合と関係市町村とが一体となって施策を展開する必要があります。

〇地域特性及びニーズの的確な把握と将来を見据えた施策の立案

関係市町村ごとに異なる高齢化の進行状況や、生活環境、住民構成等を踏まえ、高齢者実態調査や介護サービス事業者・介護支援専門員へのアンケート結果などを活用したニーズ分析を行うことが重要です。加えて、将来的なサービス需要の変化を見通し、中長期的な視点に立った施策の方向性を検討する必要があります。また、関係市町村が実施する福祉施策との整合を図るとともに、地域の医療機関や関係団体との連携を強化し、包括的かつ持続可能な地域ケア体制の構築に努めます。

〇介護人材の確保・定着に向けた取り組み

介護人材の確保と定着は喫緊の課題です。処遇改善や人材育成などは保険者単独では対応が難しい面もあるため、関係機関や事業所と連携を図りながら取り組むことが重要です。一方で、保険者としては、ホームページや住民向けのイベント等を通じて介護職場の魅力を発信し、職業としての認知度や親近感を高めるとともに、介護職員同士のつながりを深め、職員のモチベーションの向上や職場への愛着などを育み離職防止にもつなげていきます。また、ケアプランデータ連携システムや記録業務の電子化、見守り機器の導入等ＩＣＴの積極的な活用により、業務の効率化とサービスの質の向上を図ります。

〇介護情報基盤の整備によるＤＸの推進

介護情報基盤の整備とその活用は、介護現場の業務効率化とサービスの質の向上を支える重要な取り組みです。ケアプランデータ連携システム等ＩＣＴの活用によって事務的な負担が軽減され、職員がより良いケアに専念できる環境づくりが進むよう、保険者

として地域の介護事業者や関係機関と連携し、現場に寄り添いながら継続的な活用を共に進めていきます。

〇地域共生社会の実現を目指すための取り組みの展開

諏訪地域を構成する６つの市町村は、それぞれに異なる地域特性を持っています。地域全体で高齢者を支える「地域共生社会」の実現を目指すためには、住民の自発的な活動の促進や、地域資源の活用を通じて、多様化・複雑化するニーズに柔軟に対応する体制づくりが重要になります。その実現に向けては、関係市町村が主体となって包括的な支援体制の整備を図り、制度のはざまにいる方の支援や地域づくりを支援していくことが求められます。保険者である諏訪広域連合は、情報提供や県などの関係機関との連携支援を通じて、関係市町村ごとの特色を活かした創意工夫ある取り組みを後押ししていくことが重要です。

◇令和７年度の実績

・高齢者人口（６５歳以上）　　６２，９１３人（高齢化率３４．６％）
・要支援・要介護認定者　　１１，６１２人
・保険給付費　　１９，４２７，０２２，３０７円
・地域支援事業費　　９０９，９８３，６４５円

◇第１０期介護保険事業計画における高齢者人口等の推計

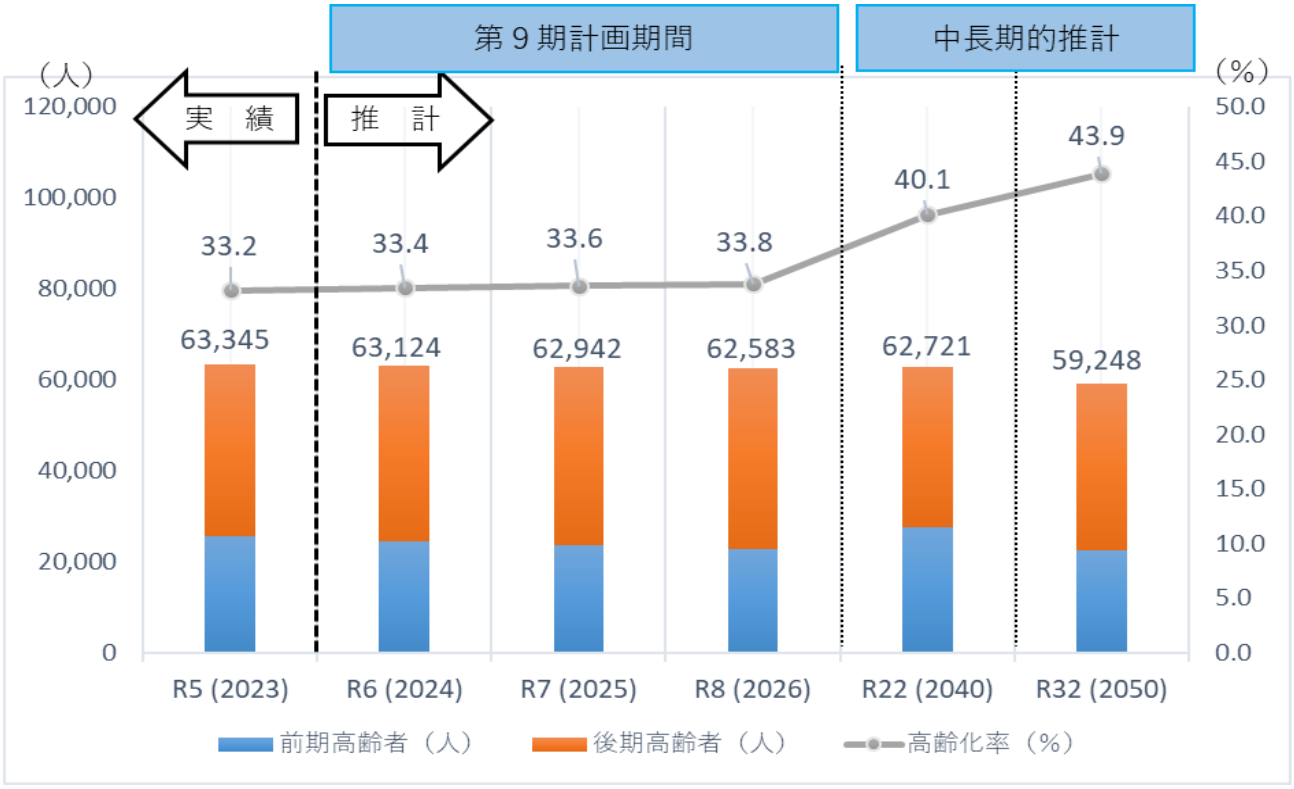
令和２２年度

・高齢者人口（６５歳以上）　　６２，７２１人（高齢化率４０．１％）
・要支援・要介護認定者　　１２，５１１人

令和３２年度

・高齢者人口（６５歳以上）　　５９，２４８人（高齢化率４３．９％）
・要支援・要介護認定者　　１１，１０２人

高齢者人口の推計（第９期介護保険事業計画）



（単位：人 、%）

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)	R32 (2050)	増減 (R5-R8)
人口	190,840	189,016	187,235	185,406	156,343	135,032	▲ 5,434
高齢者	63,345	63,124	62,942	62,583	62,721	56,248	▲ 762
前期高齢者	25,566	24,388	23,565	22,807	27,702	22,451	▲ 2,759
後期高齢者	37,779	38,736	39,377	39,776	35,019	36,797	1,997
高齢化率	33.2	33.4	33.6	33.8	40.1	43.9	0.6

※各年１０月１日現在の実績及び推計値

第９期　計画期間

介護保険事業の状況

（単位：人、円）

市町村	区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
広　域	人口と高齢者数	人口	190,725	189,178	187,542	185,820	183,946
		65歳以上人口	63,733	63,410	63,277	63,078	62,913
		高齢化率	33.8%	33.9%	34.1%	34.3%	34.6%
	第一号被保険者数		63,404	63,096	62,948	62,789	62,597
	認定者数		11,267	11,314	11,413	11,551	11,612
	介護サービス利用者数		10,654	10,772	10,913	10,992	11,133
	介護保険給付費		18,144,737,043	18,177,255,489	18,517,073,782	19,083,569,489	19,427,022,307
岡谷市	人口と高齢者数	人口	46,647	46,262	45,605	44,989	44,377
		65歳以上人口	16,358	16,168	15,961	15,786	15,702
		高齢化率	35.2%	35.1%	35.2%	35.3%	35.5%
	第一号被保険者数		16,385	16,209	16,010	15,843	15,749
	認定者数		2,914	2,983	3,011	2,996	2,987
	介護サービス利用者数		2,727	2,799	2,846	2,875	2,880
	介護保険給付費		4,610,023,815	4,661,825,266	4,727,804,690	4,811,563,319	4,842,236,401
諏訪市	人口と高齢者数	人口	47,903	47,555	47,107	46,768	46,300
		65歳以上人口	14,992	14,894	14,901	14,848	14,762
		高齢化率	31.7%	31.7%	32.0%	32.1%	32.3%
	第一号被保険者数		15,000	14,910	14,918	14,871	14,793
	認定者数		2,672	2,683	2,719	2,748	2,744
	介護サービス利用者数		2,533	2,589	2,613	2,610	2,618
	介護保険給付費		4,249,432,617	4,224,872,718	4,331,635,345	4,499,708,403	4,517,143,780
茅野市	人口と高齢者数	人口	55,811	55,304	55,050	54,871	54,522
		65歳以上人口	17,265	17,283	17,322	17,377	17,421
		高齢化率	31.4%	31.8%	32.0%	32.2%	32.5%
	第一号被保険者数		16,947	16,961	16,981	17,048	17,078
	認定者数		2,865	2,885	2,871	2,958	3,000
	介護サービス利用者数		2,626	2,651	2,699	2,748	2,830
	介護保険給付費		4,692,513,428	4,731,274,956	4,828,288,744	5,030,954,970	5,161,629,584
下諏訪町	人口と高齢者数	人口	18,763	18,509	18,219	17,796	17,495
		65歳以上人口	7,215	7,100	7,008	6,917	6,840
		高齢化率	38.8%	38.7%	38.8%	39.2%	39.5%
	第一号被保険者数		7,242	7,115	7,013	6,915	6,823
	認定者数		1,545	1,476	1,515	1,521	1,500
	介護サービス利用者数		1,469	1,468	1,464	1,477	1,477
	介護保険給付費		2,219,813,667	2,263,005,150	2,270,267,951	2,287,878,858	2,346,960,652
富士見町	人口と高齢者数	人口	13,959	13,881	13,838	13,716	13,607
		65歳以上人口	5,190	5,200	5,269	5,274	5,273
		高齢化率	37.4%	37.7%	38.3%	38.7%	39.0%
	第一号被保険者数		5,101	5,117	5,191	5,205	5,202
	認定者数		842	860	878	910	945
	介護サービス利用者数		872	853	872	884	920
	介護保険給付費		1,588,940,650	1,523,993,525	1,581,328,631	1,685,825,833	1,768,506,019
原　村	人口と高齢者数	人口	7,642	7,667	7,723	7,680	7,645
		65歳以上人口	2,713	2,765	2,816	2,876	2,915
		高齢化率	35.6%	36.2%	36.6%	37.6%	38.3%
	第一号被保険者数		2,729	2,784	2,835	2,907	2,952
	認定者数		429	427	419	418	436
	介護サービス利用者数		427	412	419	398	408
	介護保険給付費		784,012,866	772,283,874	777,748,421	767,638,106	790,545,871

※人口、高齢者数＝翌年度（４月１日）現在の長野県公表による数値
※高齢化率を算出する人口に年齢不詳者数を含まない
※第１号被保険者数、認定者数＝年度末（３月３１日）現在の数値
※介護サービス利用者数＝年度末月（３月）利用者数
※介護保険給付費＝年度給付費の合計

7　障害支援区分審査会の設置及び運営に関すること



【経　緯】

平成１８年に障害者自立支援法が施行され、障がいの程度に応じた支援区分を設定し、障害福祉サービスの必要性を審査・判定するため、障害程度区分審査会の設置が制度として位置づけられました。

身体・知的・精神の各障がいに精通した有識者の確保や、審査会の効率的な運営を図る観点から、関係市町村が個々に審査会を設置するのではなく、諏訪広域連合において共同で審査会を設置することとし、平成１８年４月から運営を行ってきました。

その後、平成２５年の法改正により、障害者総合支援法が施行され、「障害程度区分」の名称は「障害支援区分」と変更されるとともに、審査判定基準の見直しも行われました。

【現状と課題】

障害支援区分審査会は、保健、医療、福祉分野の障がいに精通した有識者１４名で構成され、２つの合議体を編成して運営しています。

審査に当たっては、関係市町村が実施する調査に基づく一次判定結果と、医師の意見書を基に中立かつ公正な立場から審査・判定を行うとともに、関係市町村が行う支給決定に資する意見聴取の機能も併せ持っています。

審査の的確性を更に高めるためには、調査内容の精度を高めていく必要性があります。また、専門的な知見を有する審査委員の安定的な確保が課題となっているため、持続可能な審査体制の見直しと、運営の質の向上に取り組む必要があります。

【今後の方針と施策】

関係市町村との連携を一層強化し調査内容の精度を高めることで、審査会における審査・判定の的確性を高めていきます。併せて、障害支援区分の適正な運用に資する審査会であるために、制度全体の信頼性の向上に向けて審査体制の継続的な見直しと運営の質の向上に取り組みます。また、関係市町村の支給決定を適切に支援するため、意見聴取機能の効果的な運用を図ります。

◇令和７年度の実績

・審査判定件数　４２４件

・意見聴取件数　　１３件

障害支援区分審査の状況

令和３年度　（単位：件数）

市町村	審査件数	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
岡谷市	103	0	4	29	15	21	14	20
諏訪市	107	0	2	22	30	22	12	19
茅野市	126	0	2	40	22	12	25	25
下諏訪町	46	0	2	11	15	5	5	8
富士見町	22	0	1	7	4	4	1	5
原村	19	0	2	7	3	1	2	4
合計	423	0	13	116	89	65	59	81

令和４年度　（単位：件数）

市町村	審査件数	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
岡谷市	116	0	2	25	21	19	15	34
諏訪市	121	0	0	27	25	23	20	26
茅野市	76	0	0	21	26	12	7	10
下諏訪町	39	0	0	13	7	2	6	11
富士見町	19	0	1	7	2	5	1	3
原村	23	0	0	6	3	6	5	3
合計	394	0	3	99	84	67	54	87

令和５年度　（単位：件数）

市町村	審査件数	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
岡谷市	76	0	3	20	15	12	13	13
諏訪市	73	0	0	26	10	13	12	12
茅野市	70	0	0	12	18	9	8	23
下諏訪町	44	0	0	15	7	7	5	10
富士見町	16	0	0	1	3	2	3	7
原村	9	0	0	2	3	2	1	1
合計	288	0	3	76	56	45	42	66

令和６年度　（単位：件数）

市町村	審査件数	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
岡谷市	115	0	3	32	28	10	19	23
諏訪市	109	0	1	17	32	28	13	18
茅野市	124	0	2	38	19	15	25	25
下諏訪町	41	0	2	7	13	7	5	7
富士見町	32	0	1	7	4	9	1	10
原村	18	0	0	6	2	2	4	4
合計	439	0	9	107	98	71	67	87

令和７年度　（単位：件数）

市町村	審査件数	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
岡谷市	121	0	1	22	27	27	12	32
諏訪市	120	0	0	24	27	20	20	29
茅野市	93	0	1	20	31	19	10	12
下諏訪町	50	0	0	13	9	5	8	15
富士見町	20	0	0	8	4	3	2	3
原村	20	0	0	3	0	4	8	5
合計	424	0	2	90	98	78	60	96

8 消防に関すること（消防団長の任免並びに消防団、消防水利施設、その他関係団体の予算及び決算に関する事務を除く。）



【経　緯】

諏訪地域における消防体制は、住民の一層の安全・安心の確保に努めるため、平成１１年４月に諏訪広域消防本部として広域化されました。

平成１８年６月に消防業務の広域化を推進するため「消防組織法」が一部改正され、これに基づき長野県が策定した「長野県消防広域化推進計画」により、平成２０年９月から中南信地域の７消防本部が広域化を前提として協議を進めましたが、時期尚早との理由により、平成２３年３月に協議の休止が決定し、広域化は実現しませんでした。

諏訪広域連合では、この休止を受け長年の課題であった広域消防体制の一元化を図るため、平成２３年１２月に一元化検討組織を立ち上げ、平成２５年８月、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター※1の整備を含めた「諏訪広域消防本部一元化実施計画」を策定し、平成２７年４月に新たな諏訪広域消防体制がスタートし、現在に至っています。

※１　高機能消防指令センター

最新のデジタル技術と通信網を駆使し、迅速な災害場所の特定、出動車両の位置をリアルタイムで把握、災害現場直近の消防隊を自動選別することにより出動時間の短縮及び少人数で様々な災害に対応することが可能となるシステムを備えた消防指令センターのこと。

【現状と課題】

広域消防を取り巻く状況は、都市構造及び生活環境の変化を背景に災害の複雑多様化が見られ、加えて異常気象による自然災害が大規模化かつ激甚化の様相を呈する中、更には新型コロナウイルス感染症流行期の経験から得た徹底した感染症対策など、消防に対する住民の期待は益々高まり、一層の消防体制の充実強化が求められています。

また、急速な高齢化の進展と人口減少、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、併せて厳しい財政状況も踏まえつつ、住民の安全・安心を確保するため、将来の消防体制の在り方について、継続した研究と検討の必要があります。

予防業務については、住民を火災から守るため、重大違反対象物※2をはじめとする防火対象物への立入検査による違反是正の更なる指導強化及び違反対象物に対する適正な事務執行等、職員の専門知識の習得と育成が求められています。

救急業務については、近年の出動件数の増加に加え、高齢化の進展、感染症の流行による環境や生活様式の変化等、多様化した救急需要に対し、国が推進する「マイナ救急」も活用しながら、いかにして安定した持続的な救急サービスを提供するかが主要な課題となります。

救助業務については、管内※3の八ヶ岳連峰などの山岳や諏訪湖及び流入河川において、近年のレジャー志向の多様性も相まって、遭難者や水難者の増加が見られることから、消

防機関における山岳救助及び水難救助体制の強化と関係機関との更なる連携の強化が求められています。

通信指令業務については、消防指令システム等を無停止運用するため、機器等の保守点検及び部品の定期交換等の適切な維持管理が課題となります。高機能消防指令センターの運用開始から１１年目となる令和７年度には大規模な部分更新を行いましたが、今後も消防救急デジタル無線システム等の更新又は改修作業には多額な経費を要するため、効果的なシステムの維持や構築が課題となっています。

※２　重大違反対象物

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物のうち、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていない消防法令違反建物のこと。

※３　管内

関係市町村である岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村の３市、２町、１村の区域内のこと。

◇令和７年度の実績（出動件数）

・火災件数　　７２件
・救急件数　１０，４４９件
・救助件数　　１１５件

【今後の方針と施策】

○消防体制の充実・強化

消防・防災の中核組織として、あらゆる災害に的確に対応できる人材育成を推進し、必要な装備の適正配置と各種演習・訓練の実施や施設の計画的な維持管理も踏まえつつ、消防体制の充実強化を図るとともに、発生が危惧されている大規模地震や激甚化する風水害による広範囲にわたる災害に対応するため、長野県消防相互応援隊や緊急消防援助隊の効果的な要請や受け入れを行う受援体制の強化を推進します。将来の消防体制の在り方については近隣消防本部との通信指令業務の共同運用をはじめ、消防業務の連携・協力についても研究と検討を重ねていきます。

また、女性職員の積極的な採用とその職域拡大、キャリア形成支援に努め、警察・消防団をはじめとした関係機関との連携・協力を強化し、住民にとっての有益を常に考える組織となるよう、以下の取り組みを通じて一層の体制強化を図ります。

予防業務については、職員の専門知識の習得と育成を更に推進し、重大違反対象物の違反是正のため、警告・命令体制の強化及び違反対象物公表制度※4の運用に努めます。火災調査業務については、その精度を高めるとともに、関係例規の適時適切な整理及びＩＣＴ機器等の導入についても研究し、業務の効率化を推進します。

救急業務については、職員の資質向上及び組織全体における活動の平準化はもとより、医療機関との連携強化により救急活動の効率化を推進し、傷病者の後遺症の軽減や救命率の向上に努めます。また、観察や処置は時期を逸することなく実施し、適応となる医療機関へ迅速に搬送できるよう、多様化する救急需要に対応します。

救助業務については、実際の災害に即した広域的な連携訓練により、消防力の強化に努

めるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、大規模災害や特殊災害に対応すべく活動体制の充実を推進します。

通信指令業務については、職員の通信指令技術の向上を図り、１１９番の受付から、迅速で的確な指令送出と正確な指令管制により出動隊等の効率的な部隊運用に努めます。また、松本広域消防局及び上伊那広域消防本部との通信指令業務の共同運用に併せ、消防救急デジタル無線システム等の効率的な更新についても、引き続き研究と検討を重ねていきます。

※４　違反対象物公表制度

建物の利用者が、自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災危険性に関する情報（重大な消防法令違反）をホームページで公表する制度のこと。





諏訪広域消防管内出動別件数

■ 火災出動件数

（単位：件）

市町村	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
岡谷市	12	11	8	9	16
諏訪市	10	14	12	13	17
茅野市	21	27	20	18	23
下諏訪町	8	4	3	5	5
富士見町	7	7	15	11	6
原村	4	2	6	7	3
管外	0	0	0	1	2
合計	62	65	64	64	72

※ 管外・・・県内管轄外市町村及び山梨県北杜市など

■ 救急出動件数

（単位：件）

市町村	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
岡谷市	1,941	2,108	2,345	2,568	2,440
諏訪市	2,114	2,463	2,486	2,616	2,624
茅野市	2,518	2,808	3,095	3,032	3,037
下諏訪町	1,053	1,192	1,147	1,397	1,233
富士見町	640	710	760	787	741
原村	263	385	410	435	366
管外	10	9	5	16	8
合計	8,539	9,675	10,248	10,851	10,449

※ 管外・・・高速道路事案への出動におけるもの（塩尻市、伊那市、北杜市など）

■ 救助出動件数

（単位：件）

市町村	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
岡谷市	12	20	22	23	17
諏訪市	27	22	28	23	23
茅野市	42	47	46	47	46
下諏訪町	11	10	6	14	11
富士見町	13	11	10	10	11
原村	6	4	1	2	6
管外	1	2	0	0	1
合計	112	116	113	119	115

※ 管外・・・山岳救助事案、高速道路事案におけるもの（佐久市、伊那市、北杜市など）

消防職員の配置・消防車両等現有状況

令和８年４月１日現在

（単位：台、人）

種別／署別	指揮車	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	梯子車	救助工作車	高規格救急車	広報車	査察車	資材車	事務車	拠点機能形成車	ボート運搬車	消防活動二輪車	原動機付自転車	合計	職員数
本部	1						3	2	1	2	1			2	12	45
岡谷消防署	1	1	1		1	2	1	1	1				1	2	12	39
諏訪消防署	1	1	1	1	1	2	1	1	1			1			11	40
茅野消防署	1	1	1		1	2	1	1	1					1	10	27
茅野消防署 北部分署			1			1		1	1					1	5	14
茅野消防署 西部分署		1	1			1		1	1					1	6	12
下諏訪消防署			2			2		1	1						6	23
富士見消防署		1	1			2		1	1						6	23
原消防署			1			1		1	1						4	14
合計	4	5	9	1	3	13	6	10	9	2	1	1	1	7	72	237

９　行政不服審査会の設置及び運営に関すること



【経　緯】

改正行政不服審査法が平成２８年４月から施行され、新たに審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続が導入されました。市町村では、法の規定に従い第三者機関である行政不服審査会を設置し、審査庁の裁決の妥当性を諮問することとなりました。

公正性や透明性を確保するため、また効率的な審査会の運営などを理由に、諏訪広域連合に行政不服審査会を共同設置しました。

また、関係市町村がそれぞれ構成団体となっている７つの一部事務組合についても、事務委託により共同設置する行政不服審査会で審査することとし、諏訪広域連合を含め、合計１４団体を対象に、その諮問手続を担うこととなりました。

◇行政不服審査会で対応する地方公共団体（１４団体）

・諏訪広域連合
・関係市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）
・一部事務組合（湖周行政事務組合、湖北行政事務組合、諏訪市・茅野市衛生施設組合、諏訪中央病院組合、南諏衛生施設組合、諏訪南行政事務組合、諏訪広域公立大学事務組合）

【現状と課題】

審理の公正性や透明性を高めるため、行政不服審査会への諮問手続等の制度がスムーズに運営できるよう努めています。

【今後の方針と施策】

〇公平・公正な運営

審査庁の裁決の妥当性を、第三者の公正・公平な視点でチェックできるよう、適正な行政不服審査会の運営を目指します。

10 ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関すること



【経　緯】

ごみ処理にかかるダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策が求められる中、適正なごみ処理を推進するにあたり、平成１０年にごみ焼却施設を集約していくための基本的な方向を示した「諏訪広域行政圏ごみ処理広域化計画」を策定しました。

その後、家電リサイクル法（平成１０年）、循環型社会形成推進基本法（平成１２年）などが公布されたことを受け、循環型社会の構築に向け、県のごみ処理広域化計画に基づき平成１４年に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」を策定しました。

また、平成１７年度には廃棄物処理関係施設の整備に関する国の制度改正により、補助金から交付金制度に改められたことから、施設の設置基準等が見直され、資源循環やエネルギー循環を一層進めるとともに環境負荷の低減、地域内での合意形成への配慮などが強く求められることとなりました。

ごみ処理施設の整備については、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、第３次広域化計画でごみ処理施設の一本化に向け検討してきましたが、いずれの市町村にも処理能力３００トン級の適地選定は困難であること、アクセス道路の混雑解消が避けられないことなど様々な課題があったため、施設の一本化については見直し、茅野市・富士見町・原村で構成する諏訪南行政事務組合の諏訪南清掃センターと、岡谷市・諏訪市・下諏訪町で構成する湖周行政事務組合の諏訪湖周クリーンセンターの２施設でそれぞれ「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等を策定し、整備・運用を進めていくことになりました。

【現状と課題】

地域内のごみ焼却は、諏訪南清掃センターと諏訪湖周クリーンセンターの２施設で処理を行っており、それぞれの一部事務組合で運営をしています。令和３年１０月には諏訪南リサイクルセンターも稼働し、一定の広域的な取り組みにより、ごみの減量化やリサイクルの推進が進んでいます。また、焼却灰を処理する最終処分場については、湖周行政事務組合では諏訪市内に建設することになっており、諏訪南行政事務組合でも今後候補地を選定することになっています。

近年の大規模災害の頻発化を踏まえ、ごみ処理施設が被災した場合の相互応援体制の構築が進められています。

【今後の方針と施策】

○情報共有と連携

長野県循環型社会づくり推進計画を踏まえ、県、関係市町村及び一部事務組合と情報を共有し、連携を図りながらごみの減量化と課題の解決に向け、必要に応じて連絡調整を行います。

○ごみ処理施設等の「災害時連携協定」

災害時の地域内における具体的な連携について協議の上、「長野県市町村災害時相互応援協定」との関係性を含め課題を整理し、具体的な連携の協定締結に向け準備を進めます。

11 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関すること



【経　緯】

地方自治体を取り巻く社会経済の情勢は大きく変化しており、人口減少・少子高齢化、自然災害の頻発・激甚化、急速なＤＸ・ＡＸ等が進展する中、住民のニーズも高度化・多様化しています。

そうした中で、地方分権の推進により国から地方への権限移譲が進められ、地方自治は新しい時代を迎えるとともに、地域における様々な課題は自主的・主体的に解決できる能力が求められてきました。

このような状況に適切に対応し、関係市町村の職員の職務遂行能力はもとより、政策立案能力の向上など、資質向上を目的とした個々の市町村では実施が難しい専門的な研修や、広域で実施することにより研修効果が高まることが期待できるカリキュラムなどを中心に、平成１３年度から職員共同研修を実施してきました。

【現状と課題】

それぞれの市町村では、職員の能力開発と資質向上のため、多様な研修機会を設けるなど人材育成に努めています。職員共同研修は、関係市町村が主催する研修との調整を図りながら、社会の変化に柔軟に対応し、資質・能力を高める研修を取り入れることで更なる職員の資質向上を図っています。また、関係市町村の職員が集まり、共に研鑽することを通じて情報交換や情報共有が進み、職員間の交流へとつなげることも目的の１つとしています。

コロナ禍以降、オンラインによる研修も増えましたが、一方で対面による研修の効果やグループワークによる職員間交流のメリットも結果として表れています。また、急速なスピードで進む社会経済の情勢変化に対応できる人材を育成できるよう、広域的な研修のあり方を検討する必要があります。

◇令和７年度共同研修の実施状況

・講座数　　７講座

・参加者数　　１８４人（１講座　平均２６．３人）

【今後の方針と施策】

○社会経済変化に対応した研修の実施

職員共同研修は、急速なスピードで変化する社会経済の情勢変化に対応できる人材を育成し、地域の住民サービス向上を目指します。関係市町村の研修の状況とニーズの変化を的確に把握し、オンライン方式の研修を活用するなど参加しやすく効率的・効果的な研修方法も研究しつつ、時代に即した研修を取捨選択しながら実施します。

関係市町村の職員間の交流は、職員の能力開発と資質向上に寄与するだけでなく、関係市町村の相互理解につながることから、更なる推進を検討します。

職員の共同研修の実施状況

（単位：人）

年　度	内　　容	参加者数
令和３年度	ＤＸ理解研修	代替　リモート開催　31
	法制執務研修	22
	政策法務研修	21
	女性職員研修	25
	オンライン会議実践研修	代替　リモート開催　26
	計　５講座	125
令和４年度	次世代リーダー研修	23
	保育士キャリアアップ研修	26
	リスクマネジメント研修	26
	法制執務研修	19
	政策法務研修	18
	女性職員研修	20
	ヘビークレーム対応研修	18
	計　７講座	150
令和５年度	次世代リーダー研修	32
	保育士キャリアアップ研修	28
	ハラスメント防止研修	23
	法制執務研修	21
	政策法務研修	19
	女性職員研修	22
	キャリアデザイン研修	26
	計　７講座	171
令和６年度	次世代リーダー研修	25
	保育士キャリアアップ研修	18
	リスクマネジメント研修	34
	法制執務研修	21
	政策法務研修	20
	女性職員研修	24
	キャリアデザイン研修	25
	計　７講座	167
令和７年度	次世代リーダー研修	35
	保育士キャリアアップ研修	28
	ハラスメント防止研修	20
	法制執務研修	25
	政策法務研修	21
	アンコンシャスバイアス研修	29
	キャリアデザイン研修	26
	計　７講座	184

12 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関すること



【経緯】

昭和６１年に国が提唱する地域社会の高度情報化への円滑な移行を図るための総合的施策である「テレトピア構想」にいち早く対応するため、第三セクターの（株）諏訪広域総合情報センタ（以下「情報センタ」という。）が設立され、行政事務の共同電算処理を開始してから４０年余りが経過しました。

この間、国の情報化施策の推進により、平成１４年８月に住民基本台帳ネットワークがスタートし、国・県・市町村を結ぶ総合行政情報ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）が構築されました。また、諏訪広域連合・関係市町村と情報センタを結ぶ諏訪広域圏ネットワークを整備し、市町村事務における情報化の推進と各分野の行政情報システムの共同化（共同処理・共同利用）などを進めてきました。

諏訪広域連合では、平成１９年に情報政策課を設置し、平成２０年に諏訪地域行政情報化推進委員会設置要綱を改正して、関係市町村と情報センタとの連絡調整などを行うとともに、行政情報システムの共同化の推進を図ってきました。

【現状と課題】

平成２７年１０月から社会保障・税番号（マイナンバー）制度が施行され、それに伴うシステム改修やセキュリティ対策を実施しています。

また、国の法令や制度改正に伴うシステム改修やセキュリティ対策を進めており、平成２９年度には自治体情報セキュリティ強靭化、県セキュリティクラウドへの接続により、強固なセキュリティシステムを構築しています。

近年では令和６年度にマイナンバーカードと健康保険証の一本化への対応、令和７年度には国の指針により住基・税・福祉・戸籍など２０業務の住民行政システム（基幹業務システム）※1の標準化への対応、税制改正及び子ども・子育て支援など様々なシステム改修等を行いました。

引き続き、更なる行政サービス向上のためのデジタル化推進、共同化による合理化、ガバメントクラウド※2利用料等の経費削減対策などを進めていく必要があります。

○共同化の主な実績と費用削減効果（令和３年度～令和７年度）

単位：千円

年　度	主な実績	費用削減効果
令和３年度	・ＬＧＷＡＮ接続機器更改 ・新型コロナ対策臨時特別給付対応システム改修 ・健康管理自治体健診データ標準化対応　など	約２６，０７７
令和４年度	・行政手続オンライン化対応 ・自治体情報セキュリティ強靭化更改 ・人事給与システム法改正対応　　など	約９６，９８６

令和５年度	・介護保険システム更改 ・個人住民税等システム改修 ・水道料金インボイス制度対応　など	約２５，９３４
令和６年度	・コンビニ証明書交付システム更改 ・定額減税に伴う各種システム改修 ・マイナンバーカードと健康保険証の一本化　など	約７５，１０２
令和７年度	・住民行政システム更改（標準化移行含む） ・住民基本台帳ネットワークシステム更改 ・子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修　など	約３０，５１９

※１　住民行政システム（基幹業務システム）

住民を対象とした行政の主要な業務の大部分が含まれているシステムのこと。関係市町村で共同構築しており、５～６年に１度更改している。令和３年に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和７年度末までに基幹的な２０業務システムを国が定めた統一的な基準（標準仕様書）に準拠したシステムへ移行することが義務付けられた。

※２　ガバメントクラウド

国（デジタル庁）が整備する全国統一の共通クラウド基盤のこと。標準準拠システムはこのクラウド環境で運用されている。

【今後の方針と施策】

○行政サービス向上のためのデジタル化・合理化推進

社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対応したシステム改修やセキュリティ対策を進めるとともに、デジタル庁の指針やＤＸ・ＡＸの推進などによる行政サービスのデジタル化やスマート自治体※3の実現に向け、関係市町村、情報センタと連携し、令和２年度に設置した諏訪地域行政情報化推進委員会の業務改革分科会を活用して、迅速で緊密な連絡調整を行っていきます。

○情報システムの共同調達に関する検討

これまで関係市町村ごとに構築・運用していた財務会計システムは、令和８年度から希望団体で共同利用を開始しました。財務会計システムと同様に、今後も共同で導入可能なシステムについて継続して検討していきます。

○標準化後のシステム運用・保守

令和７年度に移行した標準準拠システムについて、ガバメントクラウド上での安定的な運用と、国の制度改正に伴う継続的な対応を、関係市町村、情報センタと連携して進めます。

※３　スマート自治体

ＡＩ（人工知能）等のデジタル技術を活用し、自治体の事務処理の自動化や業務の標準化等を行い、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと。

行政情報システム　共同構築実績

年度	内容	共同参加市町村数
令和３年度	ＬＧＷＡＮ接続機器更改	6
	新型コロナ対策臨時給付対応システム改修	6
	公共施設予約システム更改	4
	健康管理自治体健診データ標準化対応	6
	令和３年度国保税制改正対応システム改修	6
令和４年度	行政手続きオンライン化対応	6
	自治体情報セキュリティ強靭化更改	5
	公共図書館システム更改	6
	生活保護システム更改	3
	戸籍システム改修	6
	人事給与システム法改正対応	6
	共通納税 QR コード対応	6
令和５年度	介護保険システム更改	6
	行政チャンネル更改	3
	個人住民税等システム改修	6
	水道料金インボイス制度対応	6
	自治体情報システム標準化準備（文字同定）	6
令和６年度	戸籍システム更改	6
	コンビニ証明書交付システム更改	6
	氏名の振り仮名追加に係る戸籍システム等改修	6
	定額減税に伴う各種システム改修	6
	マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応	6
	児童手当制度改正に伴うシステム改修	6
	自治体情報システム標準化準備（文字同定、戸籍クレンジング）	6
令和７年度	住民行政システム更改（標準化対象業務は標準化移行含む）	6
	住民基本台帳ネットワークシステム更改	6
	個人住民税定額減税制度改正	6
	戸籍システム振り仮名の通知書に係る印刷処理	6
	個人住民税不足額給付対応	6
	子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修	6
	戸籍附票への旧氏記載に伴うシステム改修	6

※比較的大規模なシステム導入・更改・改修等に係るシステムを記載しています。

※制度改正等に伴うシステム改修が複数年にわたってある場合は、同一システムが重複して記載されているものがあります。

13 広域的課題の調査研究に関すること



【経　緯】

諏訪広域連合の設立以来、住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるため、諏訪広域連合規約第４条第１３号に掲げられている広域的課題の調査研究に取り組んできました。併せて、関係市町村が抱える広域的課題についても、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて調査研究を行ってきました。

【現状と課題】

住民サービスの向上、個性ある地域づくりを進めるため、広域的な課題についての調査研究に継続的に取り組み、更に魅力ある一体的な地域づくりを進める必要があります。

また、住民ニーズの多様化・高度化や、今後想定される急激な人口減少社会において、市町村単体では安定した行政サービスが難しくなることが考えられる中、広域行政と市町村行政の役割を整理し、水平補完的な広域連携強化に向けた施策や体制を再構築する必要があります。

【今後の方針と施策】

○広域的課題の調査研究

諏訪広域連合規約第４条第１３号に掲げられている下記の広域的課題について、引き続き調査研究を進めます。

（１）地方分権に関すること。
（２）地域情報化の推進・情報システムの共同調達に関すること。
（３）広域観光の連携推進に関すること。
（４）し尿処理施設、火葬場、ごみ処理施設の設置、管理運営及び連携強化に関すること。
（５）諏訪湖浄化の推進に関すること。
（６）その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。

○定住自立圏構想に関する調査研究

諏訪地域の６市町村における定住自立圏構想に関する調査研究を関係機関と連携し実施します。

○広域に関係する事業等に対する財政支援等について国・県への合同要望

広域に関係する事業等について、賛同する市町村が合同で要望活動等に取り組むことで、国・県からの財政支援等の確保を目指します。

また、関係市町村が抱える広域的な課題についても、協議を必要とするものについては、関係市町村との連絡調整を行いながら調査研究を進め、課題解決に向けた取り組みを行います。

14 広域計画の期間及び改定に関すること

【経　緯】

地方自治法第２９１条の７の規定により、広域連合は議会の議決を経て広域計画を策定することとされています。

諏訪広域連合の広域計画は平成１３年度から始まり、第５期計画まで策定しました。

○計画期間

・第１期　平成１３年度～平成１８年度
・第２期　平成１９年度～平成２３年度
・第３期　平成２４年度～平成２８年度
・第４期　平成２９年度～令和　３　年度
・第５期　令和　４　年度～令和　８　年度

【現状と課題】

広域計画は、広域連合の処理する事務事業について方針を示すものであり、計画に基づき各種事業が行われます。

社会情勢の変化や法令改正、その他関係市町村との協議などにより、広域計画の見直しが必要となる場合があります。

【今後の方針と施策】

第６期となる本広域計画の期間は、令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。ただし、事務の追加等変更が生じた場合は、議会の議決を経て随時改定していくこととします。

資　料　編

諏訪広域連合広域計画策定委員会設置条例

令和７年９月30日諏訪広域連合条例第５号

（目的）

第１条　諏訪広域連合規約（平成12年長野県指令12地第357号）第５条に規定する広域計画を策定することを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により、諏訪広域連合広域計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、広域計画の策定に関する調査、審議を行う。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

⑴　識見を有する者

⑵　民間諸団体の代表者

⑶　前２号に掲げる者のほか、広域連合長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長のほか、副委員長を置き、委員が互選する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（幹事会）

第７条　委員会の任務に関し、必要な事項について調査、研究等を行うため、委員会に幹事会を置くことができる。

２　幹事は、長野県及び関係市町村の職員のうちから広域連合長が委嘱する。

（事務局）

第８条　委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置き、広域連合及び関係市町村の職員をもって組織する。

２　委員会の庶務は、企画総務課企画係において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

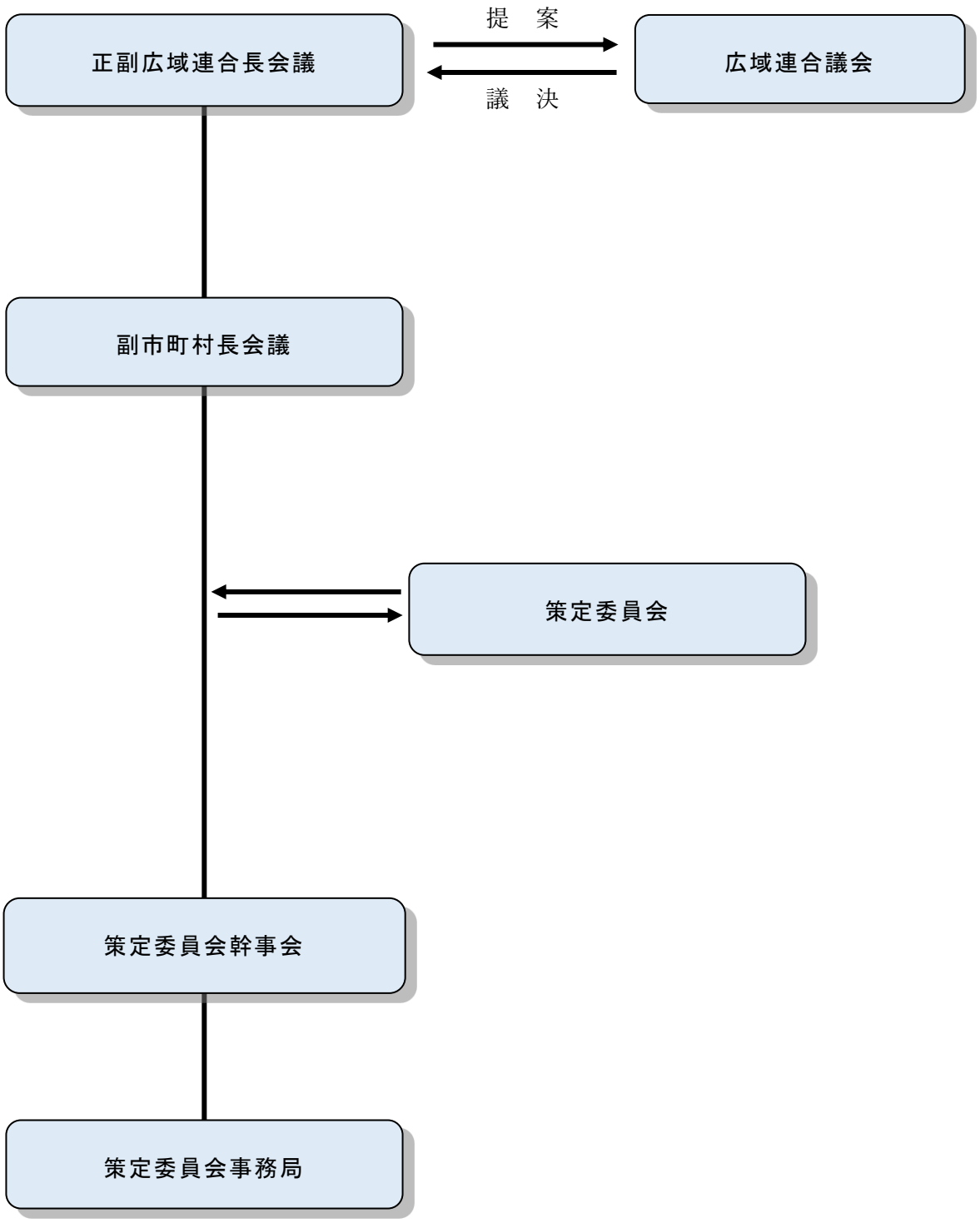
附　則

この条例は、公布の日から施行する。

諏訪広域連合広域計画策定経過

年　月　日	事　項	内　容
R7年10月 9日	広域担当課長会議	・次期広域計画策定について概要の協議
10月16日	副市町村長会議	・　〃
10月22日	正副広域連合長会議	・次期広域計画策定について概要を承認
R8年 1月14日	第１回事務局会議	・策定概要、スケジュール、委員外部団体の選定・担当市町村協議
3月13日	第２回事務局会議	・広域計画策定委員の選考
4月 9日	広域担当課長会議	・策定委員構成等の協議
4月16日	副市町村長会議	・　〃
4月24日	正副広域連合長会議	・計画策定委員会設置等の承認
6月16日	第３回事務局会議	・策定委員の委嘱等及び素案（案）協議
6月26日	第１回幹事会	・計画策定幹事(7 人)委嘱
7月 6日	副市町村長会議	・計画策定スケジュール等説明
7月13日	正副広域連合長会議	・　〃
7月14日	第１回策定委員会	・計画策定委員(15 人)委嘱、正副委員長の選出
7月30日	第２回幹事会	・広域計画（原案）の協議
8月 6日	副市町村長会議	・経過報告、協議
8月 7日	第２回策定委員会	・広域計画（原案）の協議
8月20日	正副広域連合長会議	・経過報告、協議
9月 8日	第４回事務局会議	・広域計画（修正案）の協議
9月29日	第５回事務局会議	・　〃
10月 8日	第３回幹事会	・　〃
10月13日	第３回策定委員会	・　〃
10月15日	副市町村長会議	・経過報告、協議
10月26日	正副広域連合長会議	・経過報告、承認
11月～12月上旬	パブリックコメント募集	・広域連合ホームページ等掲載
12月	パブリックコメント報告	・策定委員、幹事への報告
R9年 1月 7日	広域担当課長会議	・広域計画（最終案）の報告、規約改正案
1月14日	副市町村長会議	・　〃
1月21日	正副広域連合長会議	・　〃
1月下旬	広域議会全員協議会	・広域計画（最終案）の概要報告
3月中旬	６市町村議会	・広域計画に基づく規約の改正の議決
3月中旬	規約変更申請・変更許可	・長野県へ申請、長野県から許可
3月下旬	広域連合議会定例会	・広域計画の提案
3月下旬	広域連合議会定例会	・広域計画の議決

諏訪広域連合広域計画策定体系



諏訪広域連合広域計画策定組織

■ 正副広域連合長会議

金子ゆかり	広域連合長	（諏訪市長）
早出一真	副広域連合長	（岡谷市長）
今井　敦	〃	（茅野市長）
宮坂　徹	〃	（下諏訪町長）
渡辺　葉	〃	（富士見町長）
牛山貴広	〃	（原村長）

■ 副市町村長会議

藤澤　正	岡谷市副市長
後藤慎二	諏訪市副市長
柿澤圭一	茅野市副市長
小松信彦	下諏訪町副町長
伊藤一成	富士見町副町長
清水秀敏	原村副村長

■ 策定委員会

矢口　淳	(株)諏訪広域総合情報センタ
宮坂哲也	諏訪信用金庫
野村忠利	岡谷市医師会
高橋　功	諏訪地方観光連盟
小坂和夫	諏訪圏ものづくり推進機構
武居賢次朗	エルシーブイ(株)
小池敏彦	諏訪消防協会
神林洋太	諏訪圏青年会議所
飯田洋市	公立諏訪東京理科大学
中村　修	諏訪圏域障がい者基幹相談支援センター
濵　克典	諏訪ブロック社会福祉協議会
林　秀樹	下諏訪町衛生自治会連合会
今井祐輔	諏訪圏域介護保険指定事業者連絡協議会
野中初枝	特定非営利活動法人たくさんの手
伊東麻紀	原村女性団体連絡協議会

■ 策定委員会　幹事会

北 條 浩 之	諏訪地域振興局企画振興課長
清 水　　亮	岡谷市企画課長
柳 平 直 章	諏訪市企画政策課長
大 蔵 健 司	茅野市企画課長
北 澤 勝 己	下諏訪町総合政策課長
金 子 真 人	富士見町企画財政課長
鎌 倉 丈 典	原村企画財政課長

■ 策定委員会　事務局

芳 沢 幸 祐	岡谷市企画課主幹
北 澤 小 春	諏訪市企画政策課主任
矢 﨑 陽 子	茅野市企画課主査
丸山ちあき	下諏訪町総合政策課主査
川 上 牧 人	富士見町企画財政課主査
河 原 真 希	原村企画財政課主事
内 山 結 葉	原村企画財政課主事
松 木 克 之	諏訪広域連合事務局長
上 原 昭 司	諏訪広域消防本部消防長
山田勝由紀	企画総務課長
小平庄太郎	情報政策課長
牛 山 明 広	介護保険課長
宮武恵美子	救護施設八ヶ岳寮長
増 澤 亘 司	諏訪広域消防本部総務課長
宮 下 賢 仁	企画総務課総務係長
五 味 知 樹	企画総務課企画係長
小 林 佳 奈	企画総務課会計係長
登内紀美子	企画総務課総務係主査
小 池 孝 洸	企画総務課総務係主査
花 岡 優 太	企画総務課総務係主査
山 下 和 也	企画総務課企画係主査
岩 崎 弥 生	企画総務課会計係主事
千 野 典 夫	企画総務課企画係

諏訪広域連合規約

平成12年６月23日
長野県指令12地第357号
改正　平成14年４月１日長野県諏訪地方事務所指令14諏地総第６号
平成15年４月１日長野県諏訪地方事務所指令15諏地総第10号
平成18年４月１日長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第１号
平成18年10月20日長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第213号
平成19年３月26日長野県諏訪地方事務所指令18諏地政第326号
平成24年３月26日長野県諏訪地方事務所指令23諏地政第112号
平成25年３月29日長野県諏訪地方事務所指令24諏地政第176号
平成26年３月31日長野県諏訪地方事務所指令25諏地政第196号
平成27年３月30日長野県諏訪地方事務所指令26諏地政第206号
平成28年３月31日長野県諏訪地方事務所指令27諏地政第204号
平成29年３月28日長野県諏訪地方事務所指令28諏地政第231号
令和２年12月28日届出
令和６年３月25日長野県諏訪地域振興局指令諏地企第101号
令和６年12月27日長野県諏訪地域振興局指令諏地企第68号

（広域連合の名称）
第１条　この広域連合は、諏訪広域連合（以下「広域連合」という。）という。
（広域連合を組織する地方公共団体）
第２条　この広域連合は、次の市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。
岡谷市　諏訪市　茅野市　下諏訪町　富士見町　原村
（広域連合の区域）
第３条　広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。
（広域連合の処理する事務）
第４条　広域連合は、次に掲げる事務を処理する。
（１）　諏訪地域の広域行政の推進に関する事務
（２）　諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関する事務
（３）　救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事務
（４）　病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務
（５）　広域連合の基金の運用に関する事務
（６）　介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく次に掲げる事務（別表第1に定める事務を除く。）
ア　保険給付に関すること。
イ　被保険者の資格管理に関すること。
ウ　要介護認定及び要支援認定に関すること。
エ　介護保険事業計画の策定に関すること。

オ　介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
カ　保健福祉事業に関すること。
キ　地域支援事業に関すること。
ク　事業者の指定に関すること。
ケ　重層的支援体制整備事業に関すること。
コ　その他介護保険制度及び社会福祉制度の施行に関すること。
（７）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条に規定する市町村審査会(以下「障害支援区分審査会」という。)の設置及び運営に関する事務
（８）　消防に関する事務(消防団長の任免に関することを除く。)。ただし、次に掲げる事務については、予算及び決算に関することを除く。
ア　消防団に関すること。
イ　消防水利施設に関すること。
ウ　その他関係団体等に関すること。
（９）　行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づく機関(以下「行政不服審査会」という。)の設置及び運営に関する事務
(10)　ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
(11)　関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務
(12)　関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務
(13)　次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務
ア　地方分権に関すること。
イ　地域情報化の推進・情報システムの共同調達に関すること。
ウ　広域観光の連携推進に関すること。
エ　し尿処理施設、火葬場、ごみ処理施設の設置、管理運営及び連携強化に関すること。
オ　諏訪湖浄化の推進に関すること。
カ　その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。
(14)　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
ア　火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。
イ　液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。
２　広域連合は、前項第8号ただし書に規定する事務は、消防団等の所在する市町村の条例、規則その他の規程により処理するものとする。
(広域計画の項目)
第５条　広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる項目について記載するものとする。
（１）　諏訪地域の広域行政の推進に関すること。
（２）　諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関すること。
（３）　救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関すること。
（４）　病院群輪番制病院運営費補助事業に関すること。

（５） 広域連合の基金の運用に関すること。
（６） 介護保険法及び介護保険法施行法並びに社会福祉法の規定に基づく次に掲げる事務に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
ア 保険給付に関すること。
イ 被保険者の資格管理に関すること。
ウ 要介護認定及び要支援認定に関すること。
エ 介護保険事業計画の策定に関すること。
オ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
カ 保健福祉事業に関すること。
キ 地域支援事業に関すること。
ク 事業者の指定に関すること。
ケ 重層的支援体制整備事業に関すること。
コ その他介護保険制度及び社会福祉制度の施行に関すること。
（７） 障害支援区分審査会の設置及び運営に関すること。
（８） 消防に関すること(消防団長の任免に関することを除く。)。ただし、次に掲げる事務については、予算及び決算に関することを除く。
ア 消防団に関すること。
イ 消防水利施設に関すること。
ウ その他関係団体等に関すること。
（９） 行政不服審査会の設置及び運営に関すること。
(10) ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関すること。
(11) 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関すること。
(12) 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関すること。
(13) 次に掲げる広域的課題の調査研究に関すること。
ア 地方分権に関すること。
イ 地域情報化の推進・情報システムの共同調達に関すること。
ウ 広域観光の連携推進に関すること。
エ し尿処理施設、火葬場、ごみ処理施設の設置、管理運営及び連携強化に関すること。
オ 諏訪湖浄化の推進に関すること。
カ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。
(14) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第６条 広域連合の事務所は、諏訪市高島一丁目22番30号に置く。

(議会の組織)

第７条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、22人とする。

(議員の選挙の方法)

第８条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。
２ 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。
（１） 岡谷市 ５人

（２） 諏訪市　５人
（３） 茅野市　５人
（４） 下諏訪町　３人
（５） 富士見町　２人
（６） 原村　２人
３　関係市町村の議会における選挙については、法第118条の例による。
４　広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。
（議員の任期）
第９条　広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。
（議長及び副議長）
第10条　広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長１人を選挙しなければならない。
２　議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。
（執行機関の組織）
第11条　広域連合に、広域連合長、副広域連合長５人及び会計管理者１人を置く。
（執行機関の選任の方法）
第12条　広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。
２　前項の選挙は広域連合の事務所において行うものとする。
３　副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。
４　会計管理者は、広域連合長が関係市町村の会計管理者のうちから任命する。
５　広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。
（執行機関の任期）
第13条　広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町村の長としての任期による。
（補助職員）
第14条　第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。
（選挙管理委員会）
第15条　広域連合に選挙管理委員会を置く。
２　選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
３　選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
４　選挙管理委員の任期は、４年とする。
（監査委員）
第16条　広域連合に監査委員２人を置く。
２　監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本条において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ１人を選任する。
３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。
（公平委員会）

第17条　広域連合に公平委員会を置く。
２　公平委員会は、３人の公平委員をもってこれを組織する。
３　公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、広域連合の議会の同意を得て、広域連合長が選任する。
４　公平委員の任期は、４年とする。
（経費の支弁の方法）
第18条　広域連合の経費は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。
（１）　関係市町村の負担金
（２）　財産収入
（３）　事業収入
（４）　国及び県の支出金
（５）　地方債
（６）　その他
２　前項第１号に規定する関係市町村の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表第２のとおりとする。
（諏訪地域ふるさと振興基金の設置）
第19条　広域連合に、諏訪地域ふるさと振興基金（以下「基金」という。）を設置する。
２　基金は、諏訪地域の振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。
３　基金は、関係市町村の出資金、県の助成金等により設置する。
４　前項に規定する関係市町村の出資金の出資割合は、別表第３のとおりとする。
（基金に属する財産の処分の制限）
第20条　基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資総額と県からの助成額との合計に相当する額は、これを処分することができない。
（出資相当額に対する関係市町村の権利）
第21条　広域連合が解散する際には、基金に属する財産は、出資割合に応じ各出資市町村に帰属する。
（補則）
第22条　この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規約は、平成12年７月１日から施行する。
（経過措置）
２　広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した諏訪広域行政組合の解散時の組合長が、諏訪広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。
収入役においても同様とする。

附　則（平成14年４月１日長野県諏訪地方事務所指令諏地総第６号）

この規約は、許可の日から施行する。

附　則（平成15年４月１日長野県諏訪地方事務所指令諏地総第10号）

この規約は、許可の日から施行する。

附　則（平成18年４月１日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第１号）

この規約は、許可の日から施行する。

附　則(平成18年10月20日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第213号)

この規約は、平成19年４月１日以後初めて行われる第８条第１項に規定する選挙から施行する。

附　則(平成19年３月26日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第326号)

(施行期日)

１　この規約は、平成19年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附　則(平成24年３月26日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第112号)

この規約は、平成24年４月１日から施行する。

附　則(平成25年３月29日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第176号)

この規約は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第４条第９号(障害支援区分審査会に係る部分に限る。)、第５条第９号及び別表第２の変更規定は、平成26年４月１日から施行する。

附　則(平成26年３月31日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第196号)

この規約は、平成26年４月１日から施行する。

附　則(平成27年３月30日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第206号)

(施行期日)

１　この規約は、平成27年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規約による改正後の諏訪広域連合規約（以下「改正後の規約」という。）別表第２の９の部公債費の項の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可又は同意を受けた起債に係る公債費の負担割合について適用し、施行日前に許可又は同意を受けた起債に係る公債費の負担割合については、なお従前の例による。

３　改正後の規約の別表第２の14の部の規定は、施行日以後の申請及び届出に係る経常的経費の負担割合について適用し、施行日前の申請及び届出に係る経常的経費の負担割合については、なお従前の例による。

附　則(平成28年３月31日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第204号)

この規約は、平成28年４月１日から施行する。

附　則(平成29年３月28日長野県諏訪地方事務所指令諏地政第231号)

この規約は、平成29年４月１日から施行する。

附　則(令和２年12月28日届出)

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和６年３月25日長野県諏訪地域振興局指令諏地企第101号)

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附　則(令和６年12月27日長野県諏訪地域振興局指令諏地企第68号)

この規約は、許可の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区分	事務
1　保険給付に関すること。	給付申請の受付に関すること。
2　被保険者の資格管理に関すること。	被保険者の異動に関すること。 市町村で受け付けた被保険者証の再発行に係る交付に関すること。
3　要介護認定及び要支援認定に関すること。	市町村で受け付けた認定申請及び資格者証の発行に係る交付に関すること。 訪問調査に関すること。 主治医意見書の依頼に関すること。
4　介護保険事業計画の策定に関すること。	計画の策定に必要な資料の提供に関すること。
5　介護保険料の賦課及び徴収に関すること。	市町村で受け付けた納入通知書及び納付書の再発行に係る交付に関すること。 収納業務の協力に関すること。
6　保健福祉事業に関すること。	資金貸付の受付に関すること。
7　その他介護保険制度の施行に関すること。	介護保険事業に関わる相談及び受付に関すること。

別表第２（第18条関係）

処理する事務		経費区分	負担割合・額
1　諏訪地域の広域行政の推進に関する事務		経常的経費	均等割　20％ 人口割　80％
2　諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関する事務		経常的経費	均等割　20％ 人口割　80％
3　救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事務		建設的経費	均等割　20％ 人口割　80％
		経常的経費	均等割　20％ 人口割　80％
4　病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務		経常的経費	人口割　100％
5　広域連合の基金の運用に関する事務		経常的経費	均等割　20％ 人口割　80％
6　介護保険法及び介護保険法施行法の規定に基づく事務	ア　保険給付に関すること。	保険給付費関係経費	人口割　80％ 保険給付費割　20％
	イ　被保険者の資格管理に関すること。	地域支援事業費及び重層的支援体制整備事業費関係経費	高齢者人口割
	ウ　要介護認定及び要支援認定に関すること。	保険料軽減関係経費	関係市町村軽減実績額の法定負担額
	エ　介護保険事業計	事務費関係経費	均等割　20％ 人口割　80％

	画の策定に関すること。 オ　介護保険料の賦課及び徴収に関すること。 カ　保健福祉事業に関すること。 キ　地域支援事業に関すること。 ク　事業者の指定に関すること。 ケ　重層的支援体制整備事業に関すること。 コ　その他介護保険制度の施行に関すること。		
7　障害支援区分審査会の設置及び運営に関する事務		経常的経費	均等割　20% 人口割　80%
8　消防に関する事務		経常的経費	均等割　20% 人口割　80%
		建設的経費	均等割　20% 人口割　80%
		臨時的経費	均等割　20% 人口割　80%
		公債費	均等割　20% 人口割　80%
9　行政不服審査会の設置及び運営に関する事務		経常的経費	均等割　20% 人口割　80%
10　ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務		経常的経費	均等割　20% 人口割　80%
11　関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務		経常的経費	均等割　20% 人口割　80%
12　関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務		経常的経費	均等割　20% 人口割　80%

13　次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務 ア　地方分権に関すること。 イ　地域情報化の推進・情報システムの共同調達に関すること。 ウ　広域観光の連携推進に関すること。 エ　し尿処理施設、火葬場、ごみ処理施設の設置、管理運営及び連携強化に関すること。 オ　諏訪湖浄化の推進に関すること。 カ　その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。	経常的経費	均等割　20％ 人口割　80％
14　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア　火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。 イ　液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。	経常的経費	均等割　20％ 人口割　80％

備考

1　人口割は、長野県が公表する毎月人口異動報告における当該会計年度の前年10月１日現在の人口を基準とする。

2　臨時的経費とは、特殊車両等広域的対応が必要な施設、備品等に係る経費のことをいう。

3　保険給付費割は、当該会計年度の前々年度の関係市町村の保険給付費を基準とする。

4　高齢者人口割は、長野県が公表する毎月人口移動報告における当該会計年度の前年10月１日現在の高齢者人口（65歳以上人口）を基準とする。

別表第３（第19条関係）

出資割合	均等割　出資総額の20％ 人口割　出資総額の80％

備考　人口割は、長野県が公表する毎月人口異動報告における当該会計年度の前年10月１日現在の人口を基準とする。